

変更案

# 八戸市国民保護計画

## 資料編

~~平成25年3月変更~~

平成30年〇月変更

八 戸 市

## 目 次

1 市及び関係機関連絡先（第1編第3章関係）	
(1) 八戸市等	1
(2) 青森県	<u>2</u> <u>3</u>
(3) 指定行政機関	<u>2</u> <u>5</u>
(4) 指定地方行政機関	<u>4</u> <u>7</u>
(5) 自衛隊	<u>5</u> <u>8</u>
(6) 北海道・東北7道県	<u>5</u> <u>8</u>
(7) 県内市町村	<u>6</u> <u>9</u>
(8) 指定公共機関	<u>8</u> <u>1</u> <u>1</u>
(9) 指定地方公共機関	<u>9</u> <u>1</u> <u>3</u>
(10) その他の機関	<u>1</u> <u>0</u> <u>1</u> <u>5</u>
2 八戸市の概況（第1編第4章関係）	
(1) 八戸市概略図	<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>6</u>
(2) 八戸市の気象概況	<u>1</u> <u>2</u> <u>1</u> <u>7</u>
(3) 八戸市の人口等	<u>1</u> <u>3</u> <u>1</u> <u>9</u>
(4) 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表	<u>1</u> <u>4</u> <u>2</u> <u>0</u>
3 安否情報関係様式（第2編第1章第4、第3編第6章関係）	<u>2</u> <u>4</u> <u>3</u> <u>1</u>
4 被災情報の報告様式（第2編第1章第4関係）	<u>2</u> <u>9</u> <u>3</u> <u>6</u>
5 輸送（第2編第2章関係）	
(1) 港湾施設の状況	<u>3</u> <u>0</u> <u>3</u> <u>8</u>
(2) 空港の状況	<u>3</u> <u>1</u> <u>4</u> <u>0</u>
(3) 漁港の状況	<u>3</u> <u>2</u> <u>4</u> <u>1</u>
(4) 青森県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表	<u>3</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>2</u>
(5) 輸送力の状況（鉄道、バス、航空機、フェリー）	<u>3</u> <u>4</u> <u>4</u> <u>3</u>
6 避難施設（第2編第2章関係）	<u>3</u> <u>8</u> <u>4</u> <u>8</u>
7 消防施設等の概要（第2編第2章関係）	
(1) 県内の消防機関	<u>4</u> <u>2</u> <u>5</u> <u>6</u>
(2) 消防施設の概要	<u>4</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>8</u>
(3) 応急給水用資機材	<u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>0</u>
8 主要医療機関（第2編第2章関係）	<u>4</u> <u>6</u> <u>6</u> <u>2</u>
9 県内の火葬場（第2編第2章関係）	<u>4</u> <u>8</u> <u>6</u> <u>4</u>
10 生活関連等施設（第2編第2章関係）	
(1) 国民保護法施行令（抄）	<u>4</u> <u>9</u> <u>6</u> <u>5</u>
(2) 生活関連等施設に係る安全確保の留意点について	<u>5</u> <u>1</u> <u>6</u> <u>8</u>
11 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての 基本的な考え方について（第3編第4章第2関係）	<u>1</u> <u>0</u> <u>3</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u>
12 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準（第3編第5章関係）	<u>1</u> <u>0</u> <u>5</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>3</u>
13 火災・災害等即報要領（消防庁）（第3編第8章関係）	<u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>9</u>
<del>14 震災廃棄物対策指針（第3編第9章関係）</del>	<del>1</del> <del>1</del> <del>4</del>
<del>15</del> <u>14</u> 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン （第3編第11章関係）	<del>1</del> <u>2</u> <u>8</u> <u>1</u> <u>3</u> <u>5</u>
<del>16</del> <u>15</u> 青森県特殊標章及び身分証明書に関する交付等要綱（第3編第11章関係）	<del>1</del> <u>3</u> <u>6</u> <u>1</u> <u>4</u> <u>1</u>

# 1 市及び関係機関連絡先

## (1) 八戸市等

### ア 市長部局

担当課等	電話番号	FAX番号	所 在 地
防災危機管理課	内線 521 直通 (0178) 43-9225 2515 9564	直通 (0178) 45-0099	〒031-8686 八戸市内丸1-1-1
南郷区役所地域振興課 南郷事務所	内線 752-758 直通 (0178) 82-2113	直通 (0178) 82-3517	〒031-1111 八戸市南郷区大字市野沢字黒坂11-10
市民連携推進課	内線 595 直通 (0178) 43-9182 2111	直通 (0178) 47-1485	
広報統計課	内線 598 直通 (0178) 43-9317 2155	直通 (0178) 47-1485	〒031-8686 八戸市内丸 1 - 1 - 1 代表(0178) 43-2111
まちづくり文化推進室	内線 384 直通 (0178) 43-9425 2212	直通 (0178) 41-2302	
スポーツ振興課	内線 2251 直通 (0178) 43-9159	直通 (0178) 47-0746	
観光課	内線 524 直通 (0178) 43-9252	直通 (0178) 46-4040	
八戸ポータルミュージアム	直通 (0178) 22-8200	直通 (0178) 22-8088	〒031-0032 八戸市大字三日町 1 1 - 1
屋内スケート場建設推進室	内線 2301 直通 (0178) 43-9544	直通 (0178) 47-0746	
住民税課	内線 183 直通 (0178) 43-2179 3518	直通 (0178) 45-6737	
資産税課	内線 186 直通 (0178) 43-9037 3559	直通 (0178) 41-2055	
収納課	内線 198 直通 (0178) 43-9172 3615	直通 (0178) 47-0753	〒031-8686 八戸市内丸 1 - 1 - 1 代表(0178) 43-2111
商工政策課	内線 207 直通 (0178) 43-9242 3911	直通 (0178) 43-2256	
産業労政課	内線 3858 直通 (0178) 43-9038	直通 (0178) 43-2256	
観光課	内線 2417 直通 (0178) 43-9252	直通 (0178) 46-4040	
農政課	内線 433 直通 (0178) 43-9164 4011	直通 (0178) 46-5697	
水産振興課事務所	内線 770 直通 (0178) 33-2115 5718	直通 (0178) 33-2117	〒031-0822 八戸市白銀町三島下 1 0 1
福祉政策課	内線 593 直通 (0178) 43-9258 5013	直通 (0178) 47-0746	
生活福祉課	内線 267 直通 (0178) 43-9085 5064	直通 (0178) 43-2285	
こども家庭未来課	内線 362 直通 (0178) 43-9094 5255	直通 (0178) 43-2144	
子育て支援課	内線 5112 直通 (0178) 43-9342	直通 (0178) 43-2144	
高齢福祉課	内線 527 直通 (0178) 43-9104 5151	直通 (0178) 43-2442	
障がい福祉課	内線 264 直通 (0178) 43-9106 5213	直通 (0178) 22-4810	
市民課	内線 234 直通 (0178) 43-9193	直通 (0178) 46-1517	〒031-8686 八戸市内丸 1 - 1 - 1 代表(0178) 43-2111
健康増進課	内線 299 直通 (0178) 43-9061	直通 (0178) 47-0745	
国保年金課	内線 293 直通 (0178) 43-9376 5520	直通 (0178) 44-9106	
介護保険課	内線 574 直通 (0178) 43-9083 5551	直通 (0178) 47-0732	
保健総務課	内線 5411 直通 (0178) 43-2276	直通 (0178) 43-2329	
保健予防課	内線 5653 直通 (0178) 43-2291	直通 (0178) 43-2329	
健康づくり推進課	内線 5454 直通 (0178) 43-2234	直通 (0178) 47-0745	
衛生課	内線 5611 直通 (0178) 43-9375	直通 (0178) 43-2231	
市民課	内線 2626 直通 (0178) 43-9193	直通 (0178) 46-1517	
くらし交通安全課	内線 2553 直通 (0178) 43-2148	直通 (0178) 43-2256	
環境政策課	内線 679 直通 (0178) 43-9265 5712-101	直通 (0178) 47-0722	〒031-0801 八戸市江陽 3 - 1 - 1 1 1
環境保全課	内線 589 直通 (0178) 43-9107	直通 (0178) 47-0722	
清掃事務所	内線 771 直通 (0178) 27-4511	直通 (0178) 27-7866	〒039-1107 八戸市櫛引字取揚石 1 - 1

担当課等	電話番号	FAX番号	所 在 地
下水道業務課	内線 768-222 直通 (0178) 44-8259	直通 (0178) 47-9065	〒031-0801 八戸市江陽 3-1-111
下水道建設課	内線 768-233 直通 (0178) 44-8253	直通 (0178) 47-9065	
下水道施設課	内線 768-253 直通 (0178) 44-8273	直通 (0178) 47-9065	
港湾河川課	内線 338 直通 (0178) 43-9386 4414	直通 (0178) 47-0746	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 代表(0178) 43-2111
道路建設課	内線 608 直通 (0178) 43-9113 4453	直通 (0178) 24-6186	
道路維持課	内線 220 直通 (0178) 43-9117 4519	直通 (0178) 43-8630	
建築住宅課	内線 4553 直通 (0178) 43-9415	直通 (0178) 44-3220	
都市政策課	内線 332 直通 (0178) 43-9420 4715	直通 (0178) 41-2302	
公園緑地課	内線 343 直通 (0178) 43-9141 4811	直通 (0178) 43-9141	
建築指導課	内線 4858 直通 (0178) 43-9136	直通 (0178) 41-2302	
市民病院管理課	内線 1101 直通 (0178) 72-5118	直通 (0178) 72-5115	〒031-8555 八戸市田向字毘沙門平 1 代表(0178) 72-5111
交通部運輸管理課	内線 13 直通 (0178) 25-5141	直通 (0178) 25-5146	〒031-0813 八戸市新井田字小久保頭 4-1 代表(0178) 25-5141

イ 教育委員会事務局

担当課	電話番号	FAX番号	所 在 地
教育総務課	内線 4676011 直通 (0178) 43-92742334	直通 (0178) 47-4997	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 代表(0178) 43-2111

ウ 八戸地域広域市町村圏事務組合事務局

担当課	電話番号	FAX番号	所 在 地
総務課	内線 1173018 直通 (0178) 43-2125	直通 (0178) 45-2077	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 代表(0178) 43-2111
消防本部管理警防課	代表 (0178) 44-2131 直通 (0178) 44-21322134 夜・休 (0178) 44-2135	代表 (0178) 44-1196 夜・休 (0178) 46-1174	〒031-0011 八戸市大字田向字松ヶ崎 7-8 田向五丁目 1-1

工 八戸圏域水道企業団

担当課	電話番号	FAX番号	所 在 地
総務課	内線 501(市序内線) 直通 (0178) 70-7020	直通 (0178) 70-7070	〒039-1112 八戸市南白山台 1-1-1-1 代表(0178) 70-7000

## (2) 青森県

### ア 知事部局

防災担当課等	電話番号等	所在地
<u>危機管理局</u> 防災消防危機管理課 防災危機管理対策グループ	直通(017)734-9088~9 内線4121~4124, 4109, 4110, 4113 FAX-(017)722-4867	
総務学事課 学事振興グループ	直通(017)734-9869 FAX-(017)734-8006	
財産管理課 施設管理グループ	直通(017)734-9095 FAX-(017)734-8014	
危機管理局消防保安課 消防・予防グループ	直通(017)734-9086 内線4131~4137	
危機管理局原子力安全対策課 企画防災グループ	直通(017)734-9252 内線6490~6492	
総務部財政課 企画調整グループ	直通(017)734-9027 内線4380	
企画制作部企画調整課 総務グループ	直通(017)734-9132 内線2308~2311, 2329 FAX-(017)734-8029	
環境生活部県民生活文化課 総務企画グループ	直通(017)734-9205 内線6408~6411 FAX-(017)734-8046	〒030-8570 青森市長島1-1-1 代表(017)722-1111
原子力安全対策課	直通(017)734-9252 FAX-(017)734-8071	
健康福祉部健康福祉政策課 総務グループ	直通(017)734-9276 内線6208~6210 FAX-(017)734-8085	
商工労働部商工政策課 総務グループ	直通(017)734-9365 内線3613~3616 FAX-(017)734-8106	
農林水産部農林水産政策課 企画調整グループ	直通(017)734-9457 内線4980~4982 FAX-(017)734-8133	
県土整備部監理課 総務・企画グループ	直通(017)734-9635 内線6648, 6649 FAX-(017)734-8178	
観光国際戦力局観光企画課 企画戦略グループ	直通(017)734-9736 内線4718~4720, 4726	
エレキニ総合対策局エレキニ開発振興課 総務・むつ小川原開発グループ	直通(017)734-9736 内線3813, 3814 FAX-(017)734-8213	
出納局会計管理課 総務・管理グループ	直通(017)734-9743 内線4444 FAX-(017)734-8224	
三八地域県民局 地域連携部(管理室総務チーム)	直通(0178)27-8161 FAX(0178)27-8171	
環境管理部(八戸環境管理事務所)	直通(0178)27-5111 FAX(0178)27-1922	
県税部	直通(0178)27-4455 FAX(0178)27-3817	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎 代表(0178)27-5111
地域健康福祉部(保健総室)	直通(0178)27-3336 FAX(0178)27-1594	
地域農林水産部(指導調整課)	直通(0178)27-4024 FAX(0178)23-2801 27-3323	
(八戸家畜保健衛生所)	直通(0178)27-7415 FAX(0178)27-7418	〒039-1101 八戸市大字尻内町字毛合清水7-2
(八戸水産事務所)	直通(0178)33-8112 21-1185 FAX(0178)33-8113 20-1108	〒031-0841039-1161 八戸市鮫町字下盲久保2-5-13-1 大字河原木字北沼1-13-1 三八地域県民局みなと分庁舎
(三八地方漁港漁場整備事務所)	直通(0178)33-7702 21-1077 FAX(0178)33-6220 20-1105	
地域整備部(建設管理課)	直通(0178)27-5151 FAX(0178)27-4715	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎 代表(0178)27-5111

(下水道課)	直通(0178)29-1672 FAX (0178)29-1690	〒039-1161 八戸市河原木字蓮沼1-21 馬淵川浄化センター
(八戸港管理所)	直通(0178)23-5310 FAX (0178)23-5660	〒039-1101039-1161 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎 大字河原木字北沼1-131 三八地域県民局みなど分庁舎 代表(0178)27-5111

イ 青森県教育庁

機関名	防災担当課	電話番号等	所在地
青森県教育庁	教育政策課総務グループ	直通(017)734-9865 FAX (017)734-8267	〒030-8540 青森市新町2-3-1
三八教育事務所	総務課	直通(0178)27-4521 FAX (0178)27-2847	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎 代表(0178)27-5111

ウ 青森県警察本部

機関名	防災担当課	電話番号	所在地
青森県警察本部	警備第二課災害対策室	代表(017)723-4211	〒030-0801 青森市新町2-3-1
八戸警察署	警備課	代表(0178)43-4141	〒031-0072 八戸市城下1-16-25

### (3) 指定行政機関

機関名	担当部署	所在地	電話番号
内閣官房	内閣官房副長官補	〒100-8968 東京都千代田区永田町2-4-1-2	電話 : 03-3581-1513
内閣府	総括担当大臣官房 総務課	〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2 永田町1-6-1	電話 : 03-5253-2111 03-6257-1268 FAX : 03-5510-0658
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話 : 03-3581-0141 FAX : 03-3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	〒100-89708974 東京都千代田区霞が関1-2-3 2-1-2	電話 : 03-3581-0141 FAX : 03-3581-0744
防衛省	運用企画局事態対処課	〒162-8801 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1	電話 : 03-5366-3111
金融庁	総務企画局 総務政策課	〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1	電話 : 03-3506-6000 03-3506-6021 FAX : 03-3506-6267
消費者庁	総務課(防災担当)	〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1	電話 : 03-3507-9151 FAX : 03-3507-9283
総務省	大臣官房 総務課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話 : 03-5253-5111 03-5253-5090 FAX : 03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2	電話 : 03-5253-5111 03-5253-7550 FAX : 03-5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1	電話 : 03-3580-4111 03-3592-5396 FAX : 03-3592-7728
公安調査庁	総務部 総務課	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1	電話 : 03-3592-2638 FAX : 03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	電話 : 03-3580-3311 03-5501-8059 FAX : 03-5501-8057
	総合外交政策局 人権人道課	〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	電話 : 03-5501-8240 FAX : 03-5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1	電話 : 03-3581-4111 03-3581-7934 FAX : 03-5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1	電話 : 03-3581-4161 FAX : 03-3593-0401
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画総務課法令審議室	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	電話 : 03-5253-4111 03-6734-2156 FAX : 03-6734-3590
スポーツ庁	政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	電話 : 03-6734-3019 FAX : 03-6734-3790
文化庁	長官官房 政策課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2	電話 : 03-5253-4111 03-6734-2806 FAX : 03-6734-3811
厚生労働省	社会・援護局総務課 大臣官房構成化学科健康危機 管理・災害対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	電話 : 03-5253-1111 03-3595-2172 FAX : 03-3595-0183
農林水産省	経営局経営政策課大臣官房 文書課災害総合対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	電話 : 03-3502-8111 03-3580-6860 FAX : 03-6744-7158
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	電話 : 03-3580-6860 FAX : 03-6744-7158
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1	電話 : 03-3580-6860 FAX : 03-6744-7158
経済産業省	大臣官房 総務課(防災担当)	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1	電話 : 03-3501-1511 03-3501-1327 FAX : 03-3501-1704

機関名	担当部署	所在地	電話番号
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〒100-8731 東京都千代田区霞が関1-3-1	電話 : 03-3501-1514 03-3501-2669 FAX : 03-3501-2305
中小企業庁	事業環境部企画課経営安定対策室	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	電話 : 03-3501-1514 03-3501-0459 FAX : 03-3501-6805
国土交通省	河川局防災課大臣官房危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話 : 03-5253-8114 03-5253-8974 FAX : 03-5253-8891
国土地理院	企画部企画調整課総務部総務課	〒305-08110871 茨城県つくば市北郷1	電話 : 029-864-1114 029-864-6900 FAX : 029-864-1807
観光庁	総務課(防災担当)	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話 : 03-5253-8321 FAX : 03-5253-1563
気象庁	総務部企画課	〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4	電話 : 03-3212-8314 03-3214-7902 FAX : 03-3211-2032
海上保安庁	警備救難部環境防災課総務部国際・危機管理室	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3	電話 : 03-3591-6364 03-3591-9822 FAX : 03-3580-8778
環境省	大臣官房総務課危機管理室	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2	電話 : 03-3581-3351 03-5512-5010 FAX : 03-3591-5939
原子力規制庁	原子力災害・核物質防護課	〒106-8450 東京都港六本木1-9-9	電話 : 03-5114-2121 FAX : 03-5114-2183
防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚部参事官付	〒162-8801 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1	電話 : 03-3268-3111 FAX : 03-5225-3022 03-5229-2136

#### (4) 指定地方行政機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
東北管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	〒980-8408 仙台市青葉区本町3-3-1	電話：022-221-7181 FAX：022-265-5921
東北総合通信局	総務部 総務課	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-2-23 <u>仙台第2合同庁舎</u>	電話：022-221-0603(直通) 022-221-0602 FAX：022-221-0612
東北財務局	総務部 総務課	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1 <u>仙台合同庁舎</u>	電話：022-263-1111(代表) FAX：022-217-4093
青森財務事務所	総務課	〒030-8577 青森市新町2-4-25	電話：017-722-1461(代表) FAX：017-722-3177(代表)
函館税關	総務部総務課 総務第一係	〒040-8561 北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎	電話：0138-40-4213(代表) FAX：0138-43-4696
八戸税關支署		〒031-0831 八戸市築港街2-16	電話：0178-33-0423(直通)
東北厚生局	総務課	〒980-8426 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア2階	電話：022-726-9260(代表) FAX：022-726-9267
青森労働局	<u>監督総務</u> 課	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	電話：017-734-4111(代表) 電話：017-734-4112(直通) FAX：017-734-5080
東北農政局	企画調整室	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 <u>仙台合同庁舎A棟</u>	電話：022-263-1111(代表) 電話：022-263-0564(直通) FAX：022-217-2382
<u>八戸地域センター 青森県拠点</u>		〒039-1103030-0861 八戸市長苗代字狐田4-5-3 青森市長島1-3-25 青森法務合同庁舎	電話：0178-29-2113(直通) 017-775-2151(代表) FAX：017-723-3840(代表)
東北森林管理局	企画調整室	〒010-8550 秋田市中通5-9-16	電話：017-836-2014(代表) 電話：018-836-2276(直通) FAX：018-836-2031
三八上北森林管理署		〒034-0082 十和田市西二番町1-27	電話：0176-23-3551(直通)
東北産業経済局	総務企画部 総務課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	電話：022-263-1111(代表) 022-221-4856 電話：022-262-3674(直通) FAX：022-261-7390(直通)
関東東北産業保安監督部 東北支部	管理課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 <u>仙台第2合同庁舎9階</u>	電話：022-261-1111(代表) 022-221-4943 電話：022-261-3014(直通) FAX：022-261-1376
東北地方整備局	企画部 防災課	〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-1-5 本町3-3-1	電話：022-225-2171(代表) FAX：022-224-9410
青森河川国道事務所 八戸出張所	<u>事務管理</u> 第二係	〒039-1103 八戸市長苗代2-5-6	電話：0178-28-2626(直通) FAX：0178-28-2007
青森河川国道事務所 八戸国道出張所	管理係	〒039-1164 八戸市下長1-5-4	電話：0178-28-1613(直通) FAX：0178-29-3035
八戸港湾・空港整備事務所		〒031-0071 八戸市沼館4-3-19	電話：0178-22-9391(直通) FAX：0178-45-7239
東北運輸局	総務部総務課、 安全防災・危機管理調整官	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	電話：022-791-7504(直通) FAX：022-261-1376
青森運輸支局 八戸海事事務所	監理課	〒031-0831 八戸市築港街2-16 <u>八戸港湾合同庁舎2階</u>	電話：0178-33-0718(直通) FAX：0178-45-7239
東京航空局	総務部 航空保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 <u>九段第二合同庁舎</u>	電話：03-5275-9292(代表) 電話：03-5275-9316(直通) FAX：03-3288-8915
三沢空港事務所	管理課	〒033-0022 三沢市大字三沢字下夕沢83-197	電話：0176-53-2461(代表) FAX：0176-52-6348(代表)

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
仙台管区気象台	総務部 <u>業務課</u> <u>危機管理調整官</u>	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	電話 : 022-297-8143(直通) 022-297-8261 FAX : 022-291-7589(直通)
青森地方気象台	防災業務課	〒030-0966 青森市花園1-17-19	電話 : 017-741-7413(代表) (直通) FAX : 017-741-7577(直通)
第二管区海上保安本部	警備救難部 救難課	〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1	電話 : 022-363-0111(代表) FAX : 022-362-9098(代表)
八戸海上保安部	管理課	〒031-0831 八戸市築港街2-16	電話 : 0178-33-1222(直通) FAX : 0178-33-1223(直通)
東北地方環境事務所	総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23	電話 : 022-722-2870(代表) FAX : 022-722-2872
青森自然保護官事務所 八戸		〒030-0861031-0075 青森市長島1-3-5 八戸市内丸1-1-2 八戸圏域水道企業団内丸庁舎1階	電話 : 017-721-4148(代表) 0178-73-5161 FAX : 0178-73-5162
東北防衛局	企画部 地方調整課	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	電話 : 022-297-8212(直通) FAX : 022-293-7674
三沢防衛事務所	業務施設課	〒033-0012 三沢市平畠1-1-31	電話 : 0176-53-3116(代表) 電話 : 0176-53-3118(直通) FAX : 0176-53-6386

## (5) 自衛隊

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
陸上自衛隊 東北方面総監部	防衛部 <u>地域連絡調整課</u>	〒983-8580 仙台市宮城野区南目館1-1	電話 : 022-231-1111(内2664) 内線2862 当直内線2723
陸上自衛隊 第9師団司令部	第3部防衛班	〒038-0022 青森市大字浪館字近野45	電話 : 017-781-0161(内239) (内線6262) FAX : 017-781-0161 (内線6668)
陸上自衛隊 八戸駐屯地	第4地対艦ミサイル連隊 第3科	〒039-2295 八戸市市川町字桔梗野官地	電話 : 0178-28-3111 (内線3836)
海上自衛隊 大湊地方総監部	防衛部	〒035-8511 むつ市大湊4-1	電話 : 0175-24-1111(内2226) 内線2478 当直内線2222
海上自衛隊 八戸航空基地	第2航空群司令部運用幕僚	〒039-1180 八戸市河原木字高館	電話 : 0178-28-3011 (内線2213)
航空自衛隊 北部航空方面隊司令部	防衛部	〒033-8604 三沢市三沢字後久保125-7	電話 : 0176-53-4121(内2355) 内線2354 当直内線2204
自衛隊 青森地方協力本部	総務課広報室	〒030-0861 青森市長島1-3-5 第2合同庁舎	電話 : 017-776-1594-5 017-776-1595 FAX : 017-776-1605(代表)

## (6) 北海道・東北7道県

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
北海道	総務部危機対策局 <u>参事危機管理グループ</u> <u>危機管理対策課</u>	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	電話 : 011-204-5007 011-204-5014 FAX : 011-231-4314
岩手県	総務部総合防災室 防災・危機管理担当	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1	電話 : 019-629-5162 019-629-5163 FAX : 019-629-5174
宮城県	総務部 危機対策課	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	電話 : 022-211-2382 FAX : 022-211-2398
秋田県	知事公室総合防災課総務部 計画・情報班総合防災課	〒010-8570-8572 秋田県秋田市山王43-1-1	電話 : 018-860-4562 FAX : 018-824-1190
山形県	環境エネルギー部 <u>危機管理・くらし安心局</u> 危機管理課	〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1	電話 : 023-630-3039 FAX : 023-633-4711
福島県	生活環境危機管理部 災害対策課 <u>危機管理総室</u>	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16	電話 : 024-521-7641 FAX : 024-521-7920
新潟県	防災局 危機対策課	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1	電話 : 025-282-1636 FAX : 025-282-1640

## (7) 県内市町村

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
青森市	総務部 危機管理課	〒030-8555 青森市中央1-22-5	電話 : 017-734-1111(代表) 電話 : 017-734-5059(直通) FAX : 017-734-5061(直通)
弘前市	市民環境経営戦略部 防災安全課	〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1	電話 : 0172-35-1111(代表) 電話 : 0172-40-7100(直通) FAX : 0172-35-7956(代表) 0172-39-7140
黒石市	総務部 総務課	〒036-0396 黒石市大字市ノ町11-1	電話 : 0172-52-2111(代表) (内線207) 電話 : 0172-52-9977(直通) FAX : 0172-52-6191(代表)
五所川原市	総務部 総務課	〒037-8686 五所川原市字岩木町12	電話 : 0173-35-2111(代表) 0173-33-1714 FAX : 0173-35-3617(代表)
十和田市	総務部 総務課防災係	〒034-8615 十和田市西十二番町6-1	電話 : 0176-23-5111(代表) 電話 : 0176-22-0080(直通) 0176-51-6703 FAX : 0176-22-5100(代表) FAX : 0176-23-5173(夜・休)
三沢市	総務課防災管理室 総務部 防災管理課	〒033-8666 三沢市桜町1-1-38	電話 : 0176-53-5111(代表) (内線252, 253) FAX : 0176-52-5655(代表)
むつ市	総務政策部 防災政策安全課	〒035-8686 むつ市中央1-8-1	電話 : 0175-22-1111(代表) (内線2132) FAX : 0175-23-5178(代表) 0175-22-9116
つがる市	総務部 総務課	〒038-3192 つがる市木造若緑61-1	電話 : 0173-42-2111(代表) 電話 : 0173-42-1105(直通) FAX : 0173-42-3069(代表)
平川市	総務部 総務課交通防災係	〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6	電話 : 0172-44-1111(代表) (内線1352) FAX : 0172-44-8619(代表)
平内町	総務課	〒039-3393 東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	電話 : 017-755-2111(代表) (内線233, 234) FAX : 017-755-2145(代表)
今別町	総務課	〒030-1502 東津軽郡今別町大字今別167	電話 : 0174-35-2001(代表) (内線217) FAX : 0174-35-2298(代表)
蓬田村	総務課	〒030-1211 東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1-3	電話 : 0174-27-2111(代表) (内線219) FAX : 0174-27-3255(代表)
外ヶ浜町	総務課	〒030-1393 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	電話 : 0174-31-1111(代表) (内線206) FAX : 0174-31-1215(代表)
鰺ヶ沢町	総務課	〒038-2792 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209-2	電話 : 0173-72-2111(代表) FAX : 0173-72-2374(代表)
深浦町	総務課	〒038-2324 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	電話 : 0173-74-2111(代表) 0173-74-2112 FAX : 0173-74-4415(代表)
西目屋村	総務課	〒036-1492 中津軽郡西目屋村大字田代字稻元144	電話 : 0172-85-2111(代表) (内線206) FAX : 0172-85-3040(代表)
藤崎町	総務課	〒038-38923803 南津軽郡藤崎町大字西豊田1-1	電話 : 0172-75-3111(代表) 0172-88-8295 FAX : 0172-75-2515(代表)
大鰐町	総務課	〒038-0292 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	電話 : 0172-48-2111(代表) (内線123) FAX : 0172-47-6742(代表)
田舎館村	総務課	〒038-413113 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1	電話 : 0172-58-2111(代表) (内線123) FAX : 0172-58-4751(代表)
板柳町	総務課	〒038-3692 北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3	電話 : 0172-73-2111(代表) (内線207, 206) FAX : 0172-73-2120(代表)

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
鶴田町	総務課	〒038-3595 北津軽郡鶴田町 <b>大字</b> 鶴田字早瀬 200-1	電話 : 0173-22-2111(代表) <u>(内線271)</u> FAX : 0173-22-6007(代表)
中泊町	総務課	〒037-0392 北津軽郡中泊町 <b>大字</b> 中里字 <b>亀山434-1</b> <u>紅葉坂209</u>	電話 : 0173-57-2111(代表) <u>(内線2015)</u> FAX : 0173-57-3849(代表)
野辺地町	防災安全課	〒039-3131 上北郡野辺地町字野辺地 123-1	電話 : 0175-64-2111(代表) <u>(内線31)</u> 電話 : 0175-64-4010(直通) FAX : 0175-64-9594(代表)
七戸町	総務課	〒039-2792 上北郡七戸町字森ノ上 131-4	電話 : 0176-68-2111(代表) <u>(内線313)</u> FAX : 0176-68-2804(代表)
六戸町	総務課	〒039-2392 上北郡六戸町 <b>大字</b> 犬落瀬字前谷地 60	電話 : 0176-55-3111(代表) <u>0176-55-4582</u> FAX : 0176-55-3112(代表)
横浜町	総務課	〒039-4145 上北郡横浜町字寺下 35	電話 : 0175-78-2111(代表) <u>(内線321)</u> FAX : 0175-78-2118(代表)
東北町	総務課	〒039-2492 上北郡東北町上北南 4-32-484	電話 : 0176-56-3111(代表) <u>0176-56-5055</u> FAX : 0176-56-3110(代表)
六ヶ所村	原子力対策課	〒039-3212 上北郡六ヶ所村 <b>大字</b> 尾駒字野附 475	電話 : 0175-72-2111(代表) <u>(内線333)</u> FAX : 0175-72-2927(直通)
おいらせ町	総務課防災安全推進室 まちづくり防災課	〒039-2192 上北郡おいらせ町中下田 135-2	電話 : 0178-56-2111(代表) <u>0178-56-2131</u> 電話 : 0178-56-2166(直通) <u>(災害時優先)0178-56-3109</u> FAX : 0178-56-4364(代表)
大間町	総務課	〒039-4601 下北郡大間町 <b>大字</b> 大間字大間 104	電話 : 0175-37-2111(代表) <u>(内線17)</u> 電話 : 0175-37-2117(夜・休) FAX : 0175-37-2478(代表)
東通村	総務課	〒039-4292 下北郡東通村 <b>大字</b> 砂子又字沢内 5-34	電話 : 0175-27-2111(代表) <u>(内線291)</u> FAX : 0175-27-2130(代表)
風間浦村	総務課	〒039-4502 下北郡風間浦村 <b>大字</b> 易国間字大川目 28-5	電話 : 0175-35-2111(代表) <u>(内線14)</u> FAX : 0175-35-2403(代表)
佐井村	総務課	〒039-4711 下北郡佐井村 <b>大字</b> 佐井字糠森 20	電話 : 0175-38-2111(代表) <u>(内線18, 16)</u> FAX : 0175-38-2492(代表)
三戸町	総務課	〒039-0198 三戸郡三戸町 <b>大字</b> 在府小路町 43	電話 : 0179-20-1111(代表) 電話 : 0179-20-1119(直通) FAX : 0179-20-1102(代表)
五戸町	総務課	〒039-1513 三戸郡五戸町字古館 21-1	電話 : 0178-62-2111(代表) 電話 : 0178-62-7950(直通) FAX : 0178-62-6317(代表)
田子町	総務課	〒039-0292 三戸郡田子町 <b>大字</b> 田子字天神堂平 81	電話 : 0179-32-3111(代表) <u>(内線210)</u> 電話 : 0179-20-7111(直通) FAX : 0179-32-4294(代表)
南部町	総務課	〒039-0892 三戸郡南部町 <b>大字</b> 苦米地字下宿 23-1	電話 : 0178-84-2111(代表) <u>(内線233)</u> FAX : 0178-84-4404(代表)
階上町	総務課 総務グループ	〒039-1201 三戸郡階上町 <b>大字</b> 道仏字天当平 1-87	電話 : 0178-88-2111(代表) <u>0178-88-2873</u> 電話 : 0178-88-2112(直通) FAX : 0178-88-2117(代表)
新郷村	総務課 総務グループ	〒039-1801 三戸郡新郷村 <b>大字</b> 戸来字風呂前 10	電話 : 0178-78-2111(代表) <u>(内線157)</u> FAX : 0178-78-2118(代表)

## (8) 指定公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
(独)独立行政法人 国立病院機構	本部総務部 総務課	〒152-8621 東京都目黒区東が丘2-5-21	電話 : 03-5712-5050(代表) FAX : 03-5712-5081(代表)
(独)国際研究開発法人 日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター	青森研究開発センター むつ事業所保安管理課	〒035-0022 むつ市大字閑根字北閑根400	電話 : 0175-23-4211(代表) 電話 : 0175-45-1130(直通) 070-1357-6466 FAX : 0175-45-1119(代表) FAX : 0175-25-2372(直通)
日本銀行青森支店	青森支店総務課	〒030-8677 青森市中央1-11-1	電話 : 017-734-2151(代表) 電話 : 017-734-2161(直通) FAX : 017-731-1300(代表)
日本赤十字社 青森県支部	青森県支部事業推進課 八戸赤十字病院	〒030-0861 青森市長島1-3-1 〒039-1104 八戸市田面木字中明戸2	電話 : 017-722-2011(代表) FAX : 017-735-3502(代表) 電話 : 0178-27-3111(代表) FAX : 0178-27-3121(直通)
日本放送協会 青森放送局	青森放送局放送部	〒030-8633 青森市松原2-1-1	電話 : 017-774-5111(代表) FAX : 017-774-2636(代表)
東日本高速道路株式会社	東北支社八戸管理事務所	〒039-1114 八戸市北白山台5-5-1	電話 : 0178-27-2100(代表) FAX : 0178-27-2976(代表)
日本貨物鉄道株式会社	総務部 総務グループ	〒102-0072151-0051 東京都千代田区飯田橋3-13-1 渋谷区千駄ヶ谷5-33-8	電話 : 03-3239-9126(代表) 03-5367-7737 FAX : 03-3239-9130(代表) 03-5367-7382
郵便事業日本郵便株式会社 青森西郵便局	青森西支店総務部	〒038-8799 青森市石江字岡部48-1	電話 : 017-781-0600(代表) FAX : 017-781-1691(代表)
東日本電信電話株式会社 青森支店	青森支店(NTT東日本-青森) 設備部設備運営部門 青森災害対策室	〒030-08128513 青森市堤町2-6-27 橋本2-1-6	電話 : 017-774-9550(直通) FAX : 017-732-5828(直通) 017-732-1988
東北電力株式会社	八戸営業所総務課	〒031-8550 八戸市堤町11-2	電話 : 0178-43-5612(直通) FAX : 0178-24-4919(直通)
電源開発株式会社 大間原子力建設所	大間原子力建設準備事務所 総務グループ	〒039-4602 下北郡大間町大字奥戸字小奥戸281	電話 : 0175-37-2125(代表) FAX : 0175-37-4079(代表)
JRバス東北株式会社 青森支店	青森支店	〒030-08030012 青森市安方1-3-29 柳川1-2-23	電話 : 017-723-1621(直通) FAX : 017-773-3602(直通)
佐川急便株式会社	労務運行管理CSR推進部 リスクマネジメント課	〒601-8104136-0075 京都府京都市南区上鳥羽角田町6-8 東京都江東区新砂2-2-8	電話 : 075-691-6500(代表) 03-3699-3340 FAX : 075-681-2349(代表) 03-3646-3977
西濃運輸株式会社 青森支店	青森支店長	〒039-3503 青森市野内字菊川27-1	電話 : 017-726-3311(代表) FAX : 017-726-3307(代表)
日本通運株式会社 青森支店	青森支店作業管理総務課	〒030-0801 青森市新町1-1-8	電話 : 017-723-1211(代表) 電話 : 017-723-6040(直通) 017-723-6020 FAX : 017-773-4042(代表) 017-773-4080
福山通運株式会社	東日本営業部	〒983-0034 仙台市宮城野区青木町7-4-6	電話 : 022-259-2925 FAX : 022-259-0895
ヤマト運輸株式会社 青森主管支店	青森主管支店人事総務課	〒030-0142 青森市野木字野尻37-684	電話 : 017-739-1278(直通) FAX : 017-739-9487(直通)
全日本空輸株式会社	空港センター 青森空港所	〒030-0155 青森市大字大谷字小谷1-5	電話 : 017-771-5963 FAX : 017-771-5969
ANAウイングス株式会社	オペレーション部 青森空港所	〒030-0155 青森市大字大谷字小谷1-5	電話 : 017-771-5963 FAX : 017-771-5969
日本航空株式会社 インターナショナル	経営企画室本部 経営戦略部	〒140-8637 東京都品川区東品川2-4-11	電話 : 03-5769-6032(代表) 03-5460-3160(直通) FAX : 03-5769-6482(代表) 03-5460-3164(直通)
東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社八戸駅	盛岡支社八戸駅	〒039-1101 八戸市尻内町字館田2-2	電話 : 0178-27-2018(直通) FAX : 0178-27-6472(直通)

川崎近海汽船株式会社	取締役総務部長	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞ヶ関コモンゲート西館25階	電話 : 050-3821-1312 FAX : 03-3592-5911
NTTエヌ・ティ・イ・ティコミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業カスタマーサービス部 統合ネットワーク部(危機管理) 災害対策室	〒100-80190004 東京都千代田区内幸町2-1-1 大手町2-3-5 大手町ビル本館6階	電話 : 03-5202-9909(代表) 0570-03-9909 FAX : 03-3500-0900(代表) 0570-03-9910
KDDI 株式会社	東北総支社 管理部	〒980-00140811 仙台市青葉区本町2-15-1 一番町4-1-25 ルナール仙台1-3階 東二番丁スクエア14階	電話 : 022-262-0698(代表) FAX : 022-262-4633(代表)
ソフトバンクテレコム株	総務本部総務企画統括部 国民保護担当 コーポレートセキュリティ部 災害対策課	〒105-7316 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング	電話 : 03-6888-8000(代表) 03-6889-6601 FAX : 03-6215-5653(直通) 03-6889-6603
NTTドコモ東北支社	災害対策室	〒980-8515 仙台市青葉区上杉1-1-2 ドコモ東北ビル	電話 : 022-752-5324(直通) FAX : 022-752-5380(直通) 022-752-5377
ソフトバンクモバイル株	総務部 B-C-P推進課	〒105-7317 東京都港区東新橋1-9-1	電話 : 03-6889-6304(直通) FAX : 03-6889-6603(直通)
東日本フェリー株	業務部 管理精算課	〒041-0821 北海道函館市港町3-19-2	電話 : 0138-62-3553(代表) 電話 : 0138-62-3554(直通) FAX : 0138-62-3559(代表)

(9) 指定地方公共機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
(社)公益社団法人 青森県医師会	業務三課	〒030-0801 青森市新町2-8-21	電話 : 017-723-1911(代表) FAX : 017-773-3273(代表)
青森ガス㈱株式会社	総務部	〒030-0901 青森市港町3-5-6-33	電話 : 017-741-7421(代表) FAX : 017-742-4765(代表)
八戸ガス㈱株式会社	総務部管理グループ 総務課総務・経理チーム	〒031-0071 八戸市沼館3-6-48	電話 : 0178-43-3165(代表) FAX : 0178-45-9287(代表)
弘前ガス㈱株式会社	総務課経営企画室	〒036-8042 弘前市松ヶ枝1-2-1	電話 : 0172-27-9100(代表) FAX : 0172-27-9200(代表)
十和田ガス㈱株式会社	供給総務部	〒034-0071 十和田市赤沼字下平577	電話 : 0176-23-3591(代表) FAX : 0176-22-8873(代表)
五所川原ガス㈱株式会社	総務課	〒037-0004 五所川原市唐笠柳字藤巻611	電話 : 0173-34-3432(代表) FAX : 0173-34-5777(代表)
黒石ガス㈱株式会社	総務課	〒036-0331 黒石市八甲74-1	電話 : 0172-52-2131(代表) FAX : 0172-52-2133(代表)
十和田観光電鉄㈱	管理部 総務課	〒034-0011 十和田市稻生町17-3	電話 : 0176-23-3131(代表) 電話 : 0176-23-6101(直通) FAX : 0176-23-6153(代表)
弘南鉄道㈱株式会社	総務部 総務課	〒036-0103 平川市本町北柳田23-5	電話 : 0172-44-3136(代表) FAX : 0172-44-7567(代表)
津軽鉄道㈱株式会社	運輸課	〒037-0063 五所川原市大町39	電話 : 0173-34-2148(代表) FAX : 0173-34-2149(代表)
青い森鉄道㈱株式会社	総務部 総務企画運輸課	〒038-8550 青森市篠田1-6-2	電話 : 017-752-0330(代表) 電話 : 017-752-0333(直通) FAX : 017-781-3831(代表) FAX : 017-781-3731(直通)
弘南バス株式会社	総合企画部	〒036-8326 弘前市藤野2-3-6	電話 : 0172-32-2241(代表) FAX : 0172-32-3558(代表)
南部バス㈱	営業部 営業課	〒031-0023 八戸市是川字二ッ屋6-7-9	電話 : 0178-44-5151(代表) 電話 : 0178-44-5249(夜・休) FAX : 0178-22-0811(代表)
十和田観光電鉄株式会社	総務部 総務課	〒034-0011 十和田市稻生町17-3	電話 : 0176-23-3131 FAX : 0176-24-1010
下北交通㈱株式会社	業務本管理部	〒035-0041 むつ市金曲1-8-12	電話 : 0175-23-3111(代表) FAX : 0175-23-4682(代表)
弘南バス㈱	社長室	〒036-8326 弘前市藤野2-3-6	電話 : 0172-32-2241(代表) FAX : 0172-32-3558(代表)
岩手県北自動車株式会社 南部支社	運輸事業本部	〒031-0023 八戸市大字是川字二ッ屋6-7-9	電話 : 0178-44-7111 FAX : 0178-24-1220
青森放送㈱株式会社	報道制作局 報道制作部	〒030-0965 青森市松森1-8-1	電話 : 017-743-1234(代表) 電話 : 017-741-5615(直通) FAX : 017-743-7974(直通)
	八戸支社	〒039-1166 八戸市根城5-5-27	電話 : 0178-43-5161(直通) FAX : 0178-46-0976(直通)
㈱株式会社青森テレビ	報道製作局 報道製作部	〒030-8686 青森市松森1-4-8	電話 : 017-741-2234(代表) 電話 : 017-741-1798(直通) FAX : 017-742-3636(直通)
青森朝日放送㈱株式会社	報道制作局 報道制作部	〒030-0181 青森市荒川字柴田125-1	電話 : 017-762-1111(代表) 電話 : 017-762-1657(直通) 017-762-1122 FAX : 017-739-5992(直通)
㈱株式会社エフエム青森	放送部	〒030-0812 青森市堤町1-7-19	電話 : 017-735-1181(代表) FAX : 017-735-1186(代表)
(社)一般社団法人 青森県エルゴス協会		〒030-0802 青森市本町2-4-10 田沼ビル5階	電話 : 017-775-2731(代表) FAX : 017-732-3630(代表)

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
(社)公益社団法人 青森県トラック協会	適正化事業部	〒030-0111 青森市荒川字品川111-3	電話 : 017-729-2000(代表) FAX : 017-729-2266(代表)
	三八支部	〒039-1103 八戸市長苗代字化石26-11	電話 : 0178-28-2131(直通) FAX : 0178-29-4754(直通)
公益社団法人 青森県バス協会		〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21	電話 : 017-739-0571 FAX : 017-739-0573
青森県道路公社	総務部 <u>庶務課総務担当</u>	〒030-0801 青森市新町2-4-1	電話 : 017-723-1625(直通) FAX : 017-773-4965(直通)

## (10) その他の機関

機関名	担当部署	所在地	電話・FAX番号
八戸市消防団	八戸消防本部 <b>警備警防課</b>	〒031-0011 八戸市夫字田向字松ヶ崎7-8 5-1-1	電話 : 0178-44-2134 FAX : 0178-44-1196
(社)一般社団法人八戸市医師会		〒030-0901031-0804 八戸市青葉2-17-4	電話 : 0178-43-3954 FAX : 0178-45-6837
八戸市社会福祉協議会		〒039-1166 八戸市根城8-8-115	電話 : 0178-47-2940 FAX : 0178-47-1881
八戸商工会議所	総務課	〒031-8511 八戸市堀端町2-3	電話 : 0178-43-5111 FAX : 0178-46-2810
八戸工業大学	事務部庶務課	〒031-8501 八戸市妙字大開88-1	電話 : 0178-25-8111 FAX : 0178-25-1966
株式会社デーリー東北新聞社	総務部	〒031-8601 八戸市城下1-3-12	電話 : 0178-44-5111 FAX : 0178-47-0841
株式会社東奥日報社	八戸支社	〒039-1114 八戸市北白山台5-2-5	電話 : 0178-70-2222 FAX : 0178-70-2223
株式会社八戸テレビ放送		〒031-0042 八戸市十三日町1 ヴィアノヴェーブ4F	電話 : 0178-24-1111 FAX : 0178-43-9224
株式会社ビーエフエム		〒031-0086 八戸市八日町8 八戸液化ガスビル1F	電話 : 0178-72-3939 FAX : 0178-72-3635 <b>0178-72-3738</b>
川崎近海汽船株式会社	八戸支社店	〒039-1161 八戸市河原木字海岸25	電話 : 0178-28-2018 <b>050-3821-1479</b> FAX : 0178-28-1988

## 2 八戸市の概況

### (1) 八戸市概略図



## 3. 八戸市の気象概況

年別 ・ 月別	平均気圧 (海面) hPa	気温°C			湿度%		降水量 mm		風速 m/s		最深積雪 寒候年 cm	日照 時間 hour
		平均	最高極	最低極	平均	最小	総量	最大 日量	平均	最大		
平15	1,014.0	9.9	31.5	△-10.0	77	15	853.5	39.5	3.9	18.7	43	1,629.2
16	1,013.3	11.4	35.9	△-8.2	72	12	1,223.0	139.0	4.3	21.7	30	1,943.7
17	1,012.2	10.1	34.3	△-8.5	75	11	887.0	97.5	4.2	18.9	34	1,835.2
18	1,013.8	10.2	35.6	△-10.0	73	22	1,023.5	125.5	4.1	20.4	41	1,820.7
19	1,013.4	10.8	35.3	△-6.0	73	21	1,076.0	108.5	4.6	20.2	5	1,847.4
20	1,013.9	10.4	34.3	△-8.6	75	20	910.5	120.5	4.6	20.3	13	1,920.5
21	1,013.1	10.5	33.1	△-8.1	74	13	1,205.0	109.5	4.8	24.0	18	1,782.9
21.1	1,016.7	0.3	9.7	△-8.1	75	34	118.5	69.5	5.5	15.8	18	122.1
2	1,014.0	0.4	11.8	△-7.2	70	26	20.5	6.0	6.0	22.3	11	123.1
3	1,014.6	3.4	19.4	△-5.5	65	16	33.5	11.0	6.3	21.2	3	189.8
4	1,013.1	8.9	22.8	△-2.6	65	13	166.0	109.5	5.8	19.0	+	209.2
5	1,011.5	14.0	26.1	4.8	71	13	50.0	14.5	4.7	21.8	-	198.3
6	1,008.2	16.6	33.1	8.7	82	23	165.5)	75.5)	3.7	19.6	-	146.2
7	1,006.8	20.2	30.0	13.0	84	45	248.0	34.0	3.7	24.0	-	143.3
8	1,010.6	21.0	30.5	12.9	82	30	114.5	54.0	3.3	13.9	-	106.8
9	1,013.6	18.1	27.4	9.5	78	19	87.0	27.5	3.8	13.5	-	156.5
10	1,014.6	13.7	23.4	3.5	71	30	144.0	108.0	5.0	19.4	-	169.0
11	1,019.4	7.5	21.7	△-0.9	75	32	17.0)	6.5)	4.7	20.3	-	110.5
12	1,014.0	1.8	12.7	△-6.3	71	39	40.5	17.5	5.6	16.6	3	108.1
平23	1,013.3	10.6	34.8	△ 8.1	73	15	891.5	82.0]	5.0	24.0	12	1,854.4
24	1,013.3	10.3	35.7	△ 9.3	76	21	897.0	81.5	4.7	25.9	37	1,861.7
25	1,012.5	10.3	35.0	△ 10.1	76	17	1,023.5	104.0	5.0	23.5	31	1,807.5
26	1,013.4	10.4	34.9	△ 10.2	75	13	1,128.5	77.0	5.0	20.3	61	2,011.1
27	1,013.6	11.3	36.1	△ 7.4	75	13	912.5	74.5	5.1	22.2	9	1,881.2
28	1,014.1	10.9	34.9	△ 8.1	74	12	1,042.0	91.5	5.0	25.9	9	1,910.0
29	1,012.5	10.5	35.8	△ 8.9	75	16	1,023.0	87.5	5.0	28.9	26	1,879.5
29.1	1,014.5	-0.9	2.6	△ 4.2	74	31	32.5	9.5	5.8	19.0	14	129.2
2	1,014.6	-0.5	3.2	△ 4.0	73	36	46.0	23.5	5.7	16.1	26	109.9
3	1,014.9	2.7	7.0	△ 1.3	70	18	28.5	11.5	5.5	16.4	4	166.3
4	1,013.7	8.5	13.7	3.8	62	16	55.5	16.5	6.4	23.1	-	212.7
5	1,011.6	13.1	18.3	8.7	72	17	43.5	11.5	4.6	21.6	-	215.4
6	1,009.8	16.2	20.6	12.8	80	33	66.5	17.5	3.7	15.9	-	198.0
7	1,008.9	20.1	24.3	17.1	81	34	214.0	85.5	3.4	15.0	-	201.4
8	1,010.3	22.5	26.5	19.3	89	37	150.5	30.5	3.9	13.0	-	98.2
9	1,013.6	18.9	23.1	15.2	79	34	103.0	23.0	4.5	28.9	-	173.6
10	1,016.5	13.0	17.9	8.5	80	22	248.5	87.5	4.7	18.9	-	111.9
11	1,017.1	6.9	11.6	2.6	71	36	28.5	16.5	5.8	21.2	-	123.9
12	1,015.5	1.8	5.5	△ 1.6	72	41	6.0	2.5	6.2	19.2	5	139.0

年別 ・ 月別	天気又は現象日数								地震回数	
	快晴 日平均 雲量 <1.5	曇天 日平均 雲量 ≥8.5	降水 0.5mm 以上	雪 寒候年	電雷	日最大風速 10m/s以上の日数		霧	有感	無感
	10.0~	15.0~	14.9	29.9						
平15	18	158	124	94	5	71	8	24	40	...
16	18	111	121	80	9	94	17	18	41	...
17	12	138	125	88	12	78	13	33	28	...
18	14	146	115	102	9	79	11	39	26	...
19	19]	108]	132	76	7]	94	21	※注2	39	...
20	※注1	※注1	128	*	—	81	30	33	60	...
21	※注1	※注1	123	68	-	113	42	24	49	...
21.1	-	-	9	19	-	12	3	—	3	...
2	-	-	9	17	-	15	4	—	5	...
3	-	-	15	16	-	9	10	—	1	...
4	-	-	9	+	-	13	4	—	2	...
5	-	-	10	—	-	7	5	7	2	...
6	-	-	8)	—	-	5	1	4	6	...
7	-	-	16	—	-	3	5	5	2	...
8	-	-	10	—	-	6	0	8	8	...
9	-	-	10	—	-	5	0	—	8	...
10	-	-	10	—	-	15	2	—	5	...
11	-	-	8)	5	-	10	2	—	3	...
12	-	-	9	17	-	13	6	—	4	...
年別 ・ 月別	天気又は現象日数					地震回数				
	降水 0.5mm 以上	雪 寒候年	日最大風速 10m/s以上の日数			霧	有感			
			10.0~	15.0~	14.9					
平23	121	83	163	49	26]	560				
24	116	118]	140	37	41]	153				
25	123	105	160	50	26]	106				
26	102	102]	162	45	31	84				
27	120	100	169	57	28	124				
28	105	91	174	47	26	101				
29	116	111	176	41	22	76				
29.1	10	26	19	4	0	12				
2	9	24	19	3	0	4				
3	7	21	19	2	1	7				
4	8	3	22	12	1	7				
5	11	0	12	3	6	4				
6	10	0	5	2	3	4				
7	10	0	5	1	5	7				
8	13	0)	4	0	2)	2				
9	12	0	15	2	2	12				
10	13	0)	12	2	2)	5				
11	8	11	21	6	0	6				
12	5	27	23	4	0	6				

資料：青森地方気象台  
[気象庁ホームページ](#) 観測点：八戸市大字湊町字館鼻67

注：八戸測候所は平成19年10月に無人化。八戸特別地域気象観測所となり観測業務を引継。

#### 留意事項

- ・ 寒候年とは前年秋～当年春までの値。
- ・ ) 付は、準完全値。統計値を求める対象となる資料の一部が欠けているが、許容する資料数を満たす値。
- ・ ] 付は、資料不足。統計値を求める対象となる資料が許容を超えて欠けていて、信頼性を保証できない値。
- ・ Xは、資料なし、統計値を求める対象となる資料が参考値もしくは欠測により全くない場合の値。

注1：快晴・曇天・雷日数は無人化により、資料なし。

注2：年霧日数は無人化により、目視から機械による観測に切り替わったため、年間の値としては資料なし。

(3) 八戸市の人団等

人口・世帯数

区分	計(人)	男(人)	女(人)	世帯数
住民基本台帳 日本人	239,630 229,708	114,985 110,038	124,645 119,670	103,733 107,052
外国人登録者 外国人	751 1,030	311 528	440 502	416 664
複数国籍	二	二	二	256
計	240,381 230,738	115,296 110,566	125,085 120,172	104,149 107,972

平成2430年3月31日現在 (資料:八戸市住民基本台帳)

面積・土地利用状況

	総地積	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積(ha)	30,418 30,554	2,424 2,358	4,489 4,359	4,661 4,837	10,037 10,094	1,135 1,119	1,562 1,752	6,110 6,035
割合(%)	100	8.0 7.7	14.8 14.3	15.3 15.8	33.0	3.7	5.1 5.7	20.1 19.8

平成2328年1月1日現在 (資料:八戸市統計情報(平成29年版))

人口密度(参考値)

784.64755.18人/km<sup>2</sup>

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
【三八城】	第一内丸	178	141	149	290
	第二内丸	128	114	112	226
	第三内丸	142	110	123	233
	第四内丸	113	82	110	192
	第五内丸	223	138	172	310
	常海町	108	100	101	201
	蓬町	56	43	58	101
	番町	181	126	207	333
	馬場町	31	31	31	62
	新堀端町	237	182	224	406
	堤町	28	29	27	56
	十三日町	8	4	5	9
	三日町	12	7	7	14
	八日町	4	3	6	9
	十八日町	24	19	25	44
	朔日町	27	30	29	59
	六日町	9	9	13	22
	十六日町	37	32	24	56
	城下一丁目	303	308	309	617
	城下二丁目	420	365	382	747
	城下三丁目	333	327	321	648
	城下四丁目	587	545	572	1,117
	沼館二丁目第一	310	358	366	724
	沼館二丁目第二	349	347	355	702
	沼館三丁目	204	198	192	390
	淀	520	487	562	1,049
	觀音下第一	340	271	276	547
	觀音下第二	197	195	194	389
	觀音下第三	516	535	580	1,115
	長根	697	749	774	1,523
	地区 計 【三八城】	6,322	5,885	6,306	12,191
【柏崎】	廿八日町	145	100	144	244
	塩町	293	238	277	515
	下組町	300	251	296	547
	柏崎新町	415	394	447	841
	下大工町	69	43	69	112
	十一日町	75	74	69	143
	若葉町	206	163	198	361
	西類家	110	96	94	190
	中類家	162	158	149	307
	東類家	282	223	260	483
	南類家	88	80	103	183
	緑町	97	83	89	172
	青葉町	384	304	381	685
	東青葉町	948	917	1,007	1,924
	北類家	244	261	272	533
	類家五丁目	715	673	794	1,467
	類家四丁目	228	249	285	534
	諏訪三丁目	529	512	562	1,074
	地区 計 【柏崎】	5,290	4,819	5,496	10,315
【吹上】	岩泉町	36	29	44	73
	堤田町	24	19	17	36
	向田屋	200	170	239	409
	新長横町	60	39	57	96
	長横町	16	11	16	27

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	鷹匠小路	21	12	19	31
	寺横町	5	3	6	9
	大工町	31	19	24	43
	鍛冶町	138	107	150	257
	月丘町	227	202	211	413
	旭町	69	48	56	104
	長者町	95	73	76	149
	元町	91	76	99	175
	幸町（吹上）	146	133	142	275
	館越	480	462	507	969
	田向	1, 161	1, 259	1, 383	2, 642
	松富町	94	78	111	189
	仲町（吹上）	160	148	176	324
	積善町	113	100	138	238
	高園町	108	112	123	235
	栄町（吹上）	241	246	268	514
	春日町	809	770	877	1, 647
	中居林	1, 058	1, 059	1, 197	2, 256
	梨ノ木平	926	1, 006	1, 088	2, 094
	石手洗	581	608	669	1, 277
	石手洗団地	180	156	246	402
	東中居林	197	191	202	393
	類家南団地	237	202	306	508
	南類家三丁目	172	169	196	365
	南類家一丁目	351	388	413	801
	地区 計【吹上】	8, 027	7, 895	9, 056	16, 951
【長者】	稻荷町	63	55	56	111
	徒士町	44	37	44	81
	本徒士町	29	24	31	55
	廿三日町	31	30	30	60
	荒町	41	35	44	79
	新荒町	38	24	38	62
	上組町	379	348	397	745
	上徒士町	151	108	124	232
	常番町	66	60	79	139
	町組町	19	15	24	39
	廿六日町	54	41	51	92
	本鍛冶町	76	70	72	142
	鳥屋部町	73	51	64	115
	古常泉下	71	64	69	133
	山伏小路	62	49	64	113
	八坂町	59	55	65	120
	長者山下	64	40	55	95
	北糠塚	162	158	187	345
	東糠塚	680	699	794	1, 493
	南糠塚	429	437	475	912
	西糠塚	153	176	185	361
	桝形	250	229	265	494
	藤子	271	239	322	561
	藤子新町	218	209	241	450
	休場	195	181	204	385
	大杉平	601	557	620	1, 177
	二ツ屋	527	521	602	1, 123
	板橋	161	163	173	336
	泉町	484	498	557	1, 055

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	鍛冶畠	82	106	91	197
	南藤子	84	91	95	186
	地区 計【長者】	5, 617	5, 370	6, 118	11, 488
【小中野】	栄町（小中野）	267	187	213	400
	森ノ奥	194	142	180	322
	大町一丁目	294	269	307	576
	大町	278	248	278	526
	上左比代	97	77	110	187
	左比代	130	124	131	255
	新丁	104	92	72	164
	新堀	122	127	139	266
	北横町	148	135	130	265
	南横町	44	43	51	94
	諏訪河原	82	88	87	175
	第一中道	145	126	157	283
	浦町	132	125	129	254
	新地通り	52	50	54	104
	新地	230	199	244	443
	本中条	78	84	63	147
	中条	114	96	137	233
	墓館	786	727	824	1, 551
	新栄町	251	221	274	495
	工場街	102	106	113	219
	江陽町	253	242	201	443
	双葉町	127	111	126	237
	入舟町	109	104	102	206
	江陽四丁目第一	226	223	211	434
	入江町	113	106	103	209
	江陽一丁目	436	400	454	854
	江陽二丁目	478	437	492	929
	北斗町	189	168	187	355
	舟見町	190	177	170	347
	江陽五丁目第一	102	100	104	204
	江陽五丁目中央	313	352	236	588
	北青葉	312	288	288	576
	諏訪一丁目	304	326	389	715
	諏訪二丁目	285	288	300	588
	諏訪東	328	369	383	752
	地区 計【小中野】	7, 415	6, 957	7, 439	14, 396
【湊】	本町（湊）	64	55	60	115
	柳町	101	81	94	175
	木口キ長根	159	149	162	311
	高台町	356	367	430	797
	永楽町	1, 014	1, 069	1, 125	2, 194
	第一永楽町	303	320	335	655
	赤坂	353	330	353	683
	上中道	134	123	176	299
	中道	201	190	216	406
	下中道	251	242	275	517
	第一久保	45	38	52	90
	第二久保	59	62	71	133
	上の山	145	148	160	308
	館鼻	55	50	59	109
	下条	139	134	124	258
	浜須賀	101	106	101	207

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	汐越一部	120	122	135	257
	汐越二部	212	207	222	429
	大沢	209	212	228	440
	山手通	170	196	193	389
	山手本町	247	260	281	541
	青潮	233	248	247	495
	湊高台六丁目	351	389	365	754
	湊高台一丁目	396	384	444	828
	湊高台五丁目	457	470	512	982
	湊東町	351	352	409	761
	湊高台三丁目	384	389	429	818
	岩渕（湊）	732	796	846	1,642
	湊高台二丁目	379	342	404	746
	湊高台四丁目	280	302	319	621
	地区 計【湊】	8,001	8,133	8,827	16,960
【白銀】	大沢片平	113	111	110	221
	第三三島	147	137	162	299
	第二三島	107	99	95	194
	第一三島	64	65	68	133
	清水川	70	58	70	128
	下夕通り	70	63	68	131
	第一砂森	87	85	94	179
	東ヶ丘	342	347	390	737
	第二人形沢	60	61	63	124
	第一人形沢	30	27	32	59
	第三本町	131	103	135	238
	第二本町	51	47	54	101
	第一本町	38	42	36	78
	三島	120	126	121	247
	三島丘	295	301	324	625
	三島上	120	109	121	230
	小学校通り	132	134	147	281
	夏川戸	170	172	180	352
	第一新町通り	227	249	264	513
	中平町（白銀）	256	259	317	576
	雷	307	323	361	684
	源町	60	67	80	147
	高見町	299	298	315	613
	美幸町	228	242	279	521
	坂ノ脇	122	144	150	294
	坂ノ上	84	62	107	169
	下大久保	461	476	542	1,018
	上大久保	190	213	223	436
	桜ヶ丘二丁目	539	545	573	1,118
	町畠	399	418	407	825
	金吹沢	95	68	65	133
	美保野	148	153	93	246
	山手三島	201	181	232	413
	大沢頭	98	96	106	202
	白銀台一丁目	156	166	183	349
	白銀台二丁目	128	141	152	293
	白銀台北	136	150	178	328
	白銀台三丁目	91	93	104	197
	白銀台三丁目東	30	23	14	37
	長沢	308	331	326	657

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	白銀台三丁目南	118	90	144	234
	第二桜ヶ丘	410	432	458	890
	桜ヶ丘一丁目	177	178	201	379
	桜ヶ丘三丁目	301	300	329	629
	桜ヶ丘四丁目	491	500	571	1,071
	岬台	34	36	34	70
	岬台第一	126	101	153	254
	岬台宿舎	5	7	5	12
	岬台県営	44	40	67	107
	第一三島上	283	218	313	531
	南ヶ丘	577	562	616	1,178
	白銀台四丁目	107	123	136	259
	白銀台五丁目	212	250	263	513
	白銀台六丁目	128	134	164	298
	白銀台七丁目	131	149	145	294
	左部長根第一	122	146	140	286
	大久保	357	373	397	770
	町道	391	456	469	925
	第一大久保	127	124	140	264
	巻目	743	716	830	1,546
	岬台一丁目	107	124	129	253
	岬台二丁目	229	212	253	465
	岬台三丁目	230	243	252	495
	栗沢道	219	274	266	540
	東坂ノ上	104	122	121	243
	地区 計【白銀】	12,483	12,695	13,937	26,632
【鮫】	第二砂森新	112	102	105	207
	二子石本町	41	42	50	92
	二見町	68	60	68	128
	千代田町	88	69	85	154
	山の手	135	139	145	284
	忍町	148	139	152	291
	第三二子石	57	48	61	109
	新富町	42	35	43	78
	住吉町	55	44	56	100
	有楽町	225	237	240	477
	末広町	37	34	43	77
	御園町	38	39	41	80
	美登里町	186	186	220	406
	緑ヶ丘	323	321	367	688
	東町	205	210	229	439
	幸町(鮫)	34	27	35	62
	仲町(鮫)	28	27	30	57
	本町(鮫)	41	44	54	98
	浜町	17	13	19	32
	日ノ出町	15	11	12	23
	弁天町	62	56	59	115
	汐見町	164	144	187	331
	蕪島町	74	72	85	157
	岬町	237	253	282	535
	恵比須浜	162	144	174	318
	岬ヶ丘	176	210	226	436
	東大平町	162	198	185	383
	南大平町	97	124	119	243
	皐月町	114	139	128	267

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	美原町	139	145	156	301
	忍町の2	104	118	116	234
	地区 計【鮫】	3, 386	3, 430	3, 772	7, 202
【根城】	熊ノ堂	11	11	10	21
	西壳市	627	675	669	1, 344
	南壳市	650	658	766	1, 424
	桜木町	471	419	486	905
	新組	410	351	428	779
	白山	188	175	206	381
	鹿島町	463	438	546	984
	東根城	662	685	767	1, 452
	根城電力	13	15	2	17
	根城	694	659	760	1, 419
	松園町	705	672	768	1, 440
	上田面木	462	487	567	1, 054
	笛子(根城)	68	73	78	151
	南田面木	368	380	434	814
	根城三丁目	507	457	585	1, 042
	南鹿島	788	777	849	1, 626
	中田面木	420	428	453	881
	下田面木	544	473	582	1, 055
	白山台県営	69	85	96	181
	東白山台	775	1, 023	1, 001	2, 024
	西白山台	1, 329	1, 833	1, 875	3, 708
	南白山台	790	968	1, 005	1, 973
	北白山台	538	599	638	1, 237
	白山台中央	483	545	598	1, 143
	白山台市営住宅	100	140	184	324
	松園団地	181	107	212	319
	地区 計【根城】	12, 316	13, 133	14, 565	27, 698
【是川】	八重坂	219	197	238	435
	中居	79	85	95	180
	田中	37	47	46	93
	差波	28	24	34	58
	天狗沢	22	21	15	36
	番屋	22	25	25	50
	鴨平	23	29	25	54
	館前	55	57	62	119
	西山	19	32	23	55
	母袋子	25	27	32	59
	水野	14	19	17	36
	岩沢	79	94	89	183
	妻ノ神	64	73	80	153
	志民	148	160	164	324
	風張	100	69	102	171
	是川一丁目南	41	33	42	75
	是川一丁目東	56	41	58	99
	是川一丁目	162	157	183	340
	是川二丁目	295	321	330	651
	是川三丁目	149	154	172	326
	是川四丁目	93	121	127	248
	是川五丁目	230	236	267	503
	是川三丁目南	99	68	89	157
	是川四丁目東	92	94	107	201
	是川四丁目中	55	46	60	106

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	土橋	19	19	23	42
	地区 計【是川】	2, 225	2, 249	2, 505	4, 754
【上長】	尻内	1, 135	1, 149	1, 277	2, 426
	一番町	328	326	358	684
	矢沢	841	933	1, 038	1, 971
	三条目	607	728	788	1, 516
	笹ノ沢	123	137	147	284
	張田	381	406	447	853
	正法寺	270	292	332	624
	大仏	89	118	122	240
	J R前河原	49	50	42	92
	穂園町	351	346	360	706
	東一番町	261	256	250	506
	東二番町	299	312	334	646
	地区 計【上長】	4, 734	5, 053	5, 495	10, 548
【市川】	古場蔵	13	12	18	30
	轟木上	88	105	116	221
	轟木下	95	111	109	220
	桔梗野一区	61	64	50	114
	桔梗野二区	97	104	90	194
	桔梗野三区	92	82	96	178
	桔梗野四区	343	354	376	730
	桔梗野五区	115	108	128	236
	桔梗野六区	146	133	155	288
	桔梗野七区	32	33	31	64
	桔梗野八区	248	271	259	530
	桔梗野九区	108	88	112	200
	桔梗野十区	160	176	193	369
	尻引	169	180	175	355
	向谷地	30	39	32	71
	高屋敷	136	163	175	338
	市川上	109	131	144	275
	市川下	78	98	99	197
	中平(市川)	137	147	166	313
	古館	148	173	172	345
	大谷地	322	360	355	715
	橋向北	93	110	105	215
	橋向南	164	212	189	401
	陸奥市川	351	354	388	742
	三菱製紙社宅	115	151	98	249
	多賀台一丁目	52	61	59	120
	多賀台二丁目	191	190	224	414
	多賀台三丁目	174	192	213	405
	多賀台四丁目東	53	46	67	113
	多賀台四丁目西	155	169	222	391
	多賀台ヒルズ	156	204	185	389
	松ヶ丘	407	444	444	888
	松ヶ丘ニュータウン	222	262	284	546
	新和	180	206	230	436
	高森	80	89	84	173
	陸上自衛隊営内	558	490	68	558
	地区 計【市川】	5, 678	6, 112	5, 911	12, 023
【館】	八幡	530	550	620	1, 170
	坂牛	69	91	94	185
	櫛引	199	216	228	444

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	通清水	100	119	88	207
	一日市	276	324	340	664
	烏沢	140	175	178	353
	上野	61	55	64	119
	堀川	115	100	135	235
	高岩	115	108	125	233
	櫛引宿舎	19	20	24	44
	地区 計【館】	1, 624	1, 758	1, 896	3, 654
【豊崎】	下七崎	187	215	237	452
	池田	55	61	62	123
	上七崎	72	70	92	162
	滝谷	93	103	108	211
	鷹ノ巣	26	29	23	52
	永福寺	290	324	361	685
	地区 計【豊崎】	723	802	883	1, 685
【大館】	横町	107	128	142	270
	館下	159	194	208	402
	山道	649	717	755	1, 472
	中町（大館）	368	385	400	785
	法光野	8	7	9	16
	野ばら	384	361	372	733
	塩入	471	440	521	961
	岩渕（大館）	1	0	1	1
	妙	795	783	845	1, 628
	妙団地	105	98	117	215
	野場	699	753	745	1, 498
	花生	298	292	312	604
	松館	219	219	224	443
	東十日市	199	200	196	396
	西十日市	105	112	133	245
	旭ヶ丘一丁目東	104	111	140	251
	旭ヶ丘一丁目南	170	137	215	352
	旭ヶ丘一丁目西	102	86	131	217
	旭ヶ丘一丁目北	54	66	64	130
	旭ヶ丘二丁目	183	178	218	396
	旭ヶ丘三丁目	215	219	266	485
	旭ヶ丘四丁目	337	342	382	724
	旭ヶ丘五丁目	360	383	430	813
	新井田団地	195	211	235	446
	見晴台	413	377	464	841
	第一寺分	417	442	470	912
	第二寺分	589	582	599	1, 181
	第三寺分	405	442	484	926
	南野場	50	41	52	93
	新井田西	922	1, 015	1, 120	2, 135
	地区 計【大館】	9, 083	9, 321	10, 250	19, 571
【下長】	内舟渡	574	578	627	1, 205
	千田	1, 486	1, 615	1, 724	3, 339
	石堂	18	18	15	33
	河原木	236	276	291	567
	小田	487	540	533	1, 073
	高館	334	371	414	785
	第二高館	252	233	270	503
	日計	961	1, 058	1, 100	2, 158
	日計ヶ丘	399	427	426	853

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	八太郎	942	1,088	1,042	2,130
	陸上自衛隊官舎	92	127	76	203
	海上自衛隊官舎	147	167	94	261
	海上前	667	721	755	1,476
	高州町	599	666	646	1,312
	河原木市営	257	217	309	526
	河原木県営	247	206	283	489
	高館ニュータウン	251	271	284	555
	下長町	1,002	1,056	1,127	2,183
	河原木県営第二	225	198	287	485
	河原木県営第三	135	174	202	376
	洲先	1,128	1,244	1,214	2,458
	日計団地	206	180	269	449
	石堂一丁目	564	629	681	1,310
	石堂二丁目	474	506	564	1,070
	石堂三丁目	223	234	253	487
	海上自衛隊営内	265	245	20	265
	地区 計【下長】	12,171	13,045	13,506	26,551
【南浜】	白浜	196	205	214	419
	深久保	103	122	132	254
	棚久保	92	93	97	190
	種差	140	147	147	294
	法師浜	60	82	78	160
	大久喜	368	437	461	898
	金浜	143	160	168	328
	扇ヶ浦	92	110	110	220
	地区 計【南浜】	1,194	1,356	1,407	2,763
【島守】	巻	19	19	21	40
	沢代	15	20	26	46
	石橋	15	19	15	34
	沢田	18	20	17	37
	旦平	23	31	31	62
	十文字	35	39	46	85
	築畠	34	37	36	73
	日ノ戸瀬	27	39	32	71
	砂箆	20	30	25	55
	坂本	28	35	35	70
	馬場	23	22	27	49
	長瀬	28	40	35	75
	江花沢	31	37	46	83
	上門前	33	44	44	88
	下門前	33	40	39	79
	高山	20	22	21	43
	上荒谷	26	41	32	73
	下荒谷	34	35	41	76
	七枚田	53	66	75	141
	中谷地	9	15	15	30
	根子久保	10	14	12	26
	不習	44	55	61	116
	相畠	16	12	20	32
	上番屋	21	18	26	44
	下番屋	48	67	68	135
	相野	22	25	27	52
	下頃巻沢	27	31	35	66
	上頃巻沢	21	33	27	60

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	古里	24	37	45	82
	地区 計【島守】	757	943	980	1,923
【中野】	下洗 1班	22	31	15	46
	下洗 2班	22	29	23	52
	孫次郎	7	7	9	16
	大蕨	15	23	17	40
	下家前	27	28	36	64
	向家前	50	46	40	86
	内丸 (南郷区)	26	29	21	50
	中野	13	11	11	22
	治仏塚	14	16	14	30
	諏訪 (南郷区)	7	4	7	11
	半堂	19	37	30	67
	大平 1班	23	25	24	49
	大平 2班	19	17	19	36
	地区 計【中野】	264	303	266	569
【市野沢】	上平	33	34	42	76
	市野沢 1班	14	15	14	29
	市野沢 2班	28	23	31	54
	黄檗	18	23	21	44
	市野沢 3班	20	24	23	47
	市野沢 4班	10	10	13	23
	中学校通り	24	25	30	55
	市野沢 5班	85	80	84	164
	市野沢団地	45	54	55	109
	市野沢 6班	8	7	10	17
	市野沢 7班	12	19	23	42
	市野沢 8班	99	109	118	227
	市野沢 9班	49	51	68	119
	市野沢 10班	18	13	22	35
	市野沢 11班	14	17	15	32
	松内場長根	29	25	37	62
	大渡	17	21	23	44
	田ノ沢	21	28	26	54
	笛子 (南郷区)	15	14	16	30
	中ノ沢	12	11	16	27
	馬場瀬	23	35	27	62
	泥障作	22	27	31	58
	グリーンタウン	237	275	271	546
	中央団地	22	21	26	47
	地区 計【市野沢】	875	961	1,042	2,003
【鳩田】	狐久保	26	34	34	68
	泥ノ木	20	25	27	52
	上大森	11	15	19	34
	中大森	20	19	30	49
	下大森	20	27	29	56
	向大森	21	29	25	54
	長森	5	6	6	12
	中小花	13	14	17	31
	鳩田	17	15	27	42
	田屋久保	16	16	15	31
	鶴島	11	16	13	29
	人形森	24	31	27	58
	東新田	25	23	31	54
	中新田	22	29	28	57

## 地区毎町内毎の人口と世帯数一覧表

(糠塚の「塚」、櫛引・櫛引宿舎の「櫛」、棚久保の「棚」の文字は、外字のため正式表記とは異なる)

平成30年7月31日現在

地 区 名	町 内 名	世 帯	男	女	計
	西新田	22	26	19	45
	地区 計【鳩田】	273	325	347	672
【全市】	総 計【全市】	108,458	110,545	120,004	230,549

### 3 安否情報関係様式

様式第1号（第1条関係）

#### 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、 ①～⑪を回答する予定ですが、回答 を希望しない場合は、○で囲んで 下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を 回答する予定ですが、回答を希望 しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外 の者からの照会に対する回答又は 公表することについて、同意する かどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号(第2条關係)

書告報情報否安

分時日月年報告書

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。  
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
5 ⑫～⑯の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

### 様式第4号（第3条関係）

## 安否情報照会書

総務大臣	年   月   日		
(都道府県知事) 殿			
(市町村長)			
申 請 者			
<u>住所 (居所)</u>			
<u>氏 名</u>			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )		
備 考			
被照会者を特定するためには必要な事項	氏 名		
	フ リ ガ ナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ( )
	その他の個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

## 安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 4 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
青 森 県

### 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

### 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

### 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他	
	死者	行 方 不明者	負傷者		全壊	半壊		
			重傷	軽傷				
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 况

第3号様式（救急・救助事故等）

第一報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( )	
	計 人	重症 人 ( )	人 ( )
	不明 人	中等症 人 ( )	人 ( )
	軽症 人 ( )	人 ( )	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・ 救助活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

## 5 輸送

### (1) 港湾施設の状況

港湾名	名称	延長 (m)	水深 (m)	けい船能力 対象船舶		管理者
				トシ数	隻数 船型(D/W)	
八戸港	八太郎 1号岸壁	75.8 76.0	— 5.0	1,000	1	青森県
	八太郎 2号岸壁	70.0	— 5.0	1,000	1	〃
	八太郎 A岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 B岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 C岸壁	185.0	— 10.0	15,000	1	〃
	八太郎 D岸壁	270.0	— 13.0	50,000	1	〃
	八太郎 E岸壁	270.0	— 13.0	50,000	1	〃
	八太郎 F岸壁	185.0	— 10.0	15,000	1	〃
	八太郎 G岸壁	185.0	— 10.0	15,000	1	〃
	八太郎 3号岸壁	59.7 60.0	— 4.5	700	1	〃
	八太郎 4号岸壁	70.0	— 4.5	700	1	〃
	八太郎 5号岸壁	60.0	— 4.5	700	1	〃
	八太郎 6号岸壁	60.0	— 4.5	700	1	〃
	八太郎 7号岸壁	60.0	— 4.5	700	1	〃
	八太郎 H岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 I岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 J岸壁	260.0	— 13.0	40,000	1	〃
	八太郎 L岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 M岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 N岸壁	130.0 180.0	— 7.5	5,000	1	〃
	八太郎 O岸壁	— 7.5	— 5,000	1	〃	〃
	八太郎 P岸壁	240.0	— 12.0	3,000(G/T)	1	〃
河原木埠頭	河原木 2号埠頭A岸壁	280.0	— 14.0	50,000	1	〃
	河原木 1号埠頭B岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	河原木 1号埠頭C岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	河原木 1号埠頭D岸壁	130.0	— 7.5	5,000	1	〃
	河原木 2号埠頭E岸壁	80.0	— 5.0	1,000	1	〃
	河原木 1号埠頭F岸壁	150.0	— 5.5	2,000	1	〃
	河原木 1号埠頭G岸壁	250.0	— 5.5	2,000	1	〃
	河原木 1号岸壁	116.5 117.0	— 6.5	3,000	1	〃
	河原木 2号岸壁	115.4 115.0	— 6.5	3,000	1	〃
	白銀 A岸壁	166.0	— 9.0	10,000	1	〃
白銀埠頭	白銀 B岸壁	180.0	— 10.0	15,000	1	〃
	白銀 C岸壁	116.0	— 7.5	5,000	1	〃
	白銀 1号岸壁	93.0	— 6.0	2,000	1	〃
	白銀 2号岸壁	133.0	— 6.5	3,000	1	〃
	白銀 3号岸壁	140.0	— 5.0	1,000	2	〃
	白銀 4号岸壁	140.0	— 5.0	1,000	2	〃
	三菱製紙専用岸壁	180.0	— 10.0	15,000	1	三菱製紙㈱
	八戸精鍊専用岸壁	65.0	— 5.0	1,000	1	八戸精鍊㈱
	八戸鉱山専用岸壁	271.0	— 11.0	20,000	1	八戸鉱山㈱
	フェリ二埠頭専用岸壁	165.0	— 7.5	5,000	1	(公財)青森県フェリ二埠頭公社
太平洋金属	太平洋金属専用岸壁	355.0	— 6.5	3,000	4	太平洋金属㈱
	〃	100.0	— 6.5	3,000	1	〃

港湾名	名 称	延 長 (m)	水 深 (m)	けい船能力 対象船舶		管 理 者
				ト ン 数	隻数	
	八戸火力発電所専用岸壁	201.0	— 6.5	3,000	2	東 北 電 力 (株)
	JX日鉄日石エルエヌジーサービス専用岸壁	150.0	— 6.5	3,000	1	JX日鉄日石エルエヌジーサービス(株)
	東西オイル(C地区)専用岸壁	70.0	— 6.5	3,000	1	東西オイルターミナル(株)
	エッソ専用岸壁	74.0	— 6.5	3,000	1	エッソスタンダード石油(株)
	海上自衛隊専用岸壁	67.0	— 5.0	1,000	1	防 衛 省
	海上自衛隊航空燃料専用岸壁	50.0	— 6.5	1,000	1	〃
	米軍燃料専用岸壁	70.0	— 6.5	1,000	1	在 旦 米 海 軍
	ジャパンオイルネットワーク(株)	74.0	— 6.5	3,000	1	ジャパンオイルネットワーク(株)
	八戸港造船組合専用岸壁	80.0	— 5.0	500	1	八戸港造船事業協同組合
	北日本造船専用岸壁	61.0	— 4.5	700	1	北 日 本 造 船 (株)
	〃	114.0	— 5.5	2,000	1	〃
	コープケミカル専用岸壁	166.0	— 6.5			コ ピ ケ ミ カ ル (株)
	河原木2号桟橋	44.7 45.0	— 7.5	5,000	1	青 森 県
	河原木3号桟橋	44.7 45.0	— 7.5	5,000	1	〃
	河原木4号桟橋	37.0	— 7.5	5,000	1	〃
	河原木5号桟橋	37.0	— 7.5	5,000	1	〃
	河原木6号桟橋	26.0	— 6.5 — 7.5	3,000	1	〃
	三菱製紙専用桟橋	202.0	— 12.0	50,000	1	三 亜 製 紙 (株)
	東北グレニンターミナル専用桟橋	204.0	— 13.0	50,000	1	東北グレンターミナル(株)
	〃	107.0	— 5.5	2,000	3	〃
	東北ポートサービス専用桟橋	42.0	— 7.5	5,000	1	八 戸 ポ ー ト サ ー ビ ス (株)
	八戸火力発電所専用桟橋	201.0	— 6.5	3,000	2	東 北 電 力 (株)
	出光ドルフィン	20.0	— 6.5	3,000	1	出 光 興 産 (株)
	ジャパンエナジードルフィン	23.0	— 6.5	2,000	1	ジャパンエナジー(株)
	東西オイル(B地区)ドルフィン	20.0	— 6.5	2,000	1	東西オイルターミナル(株)
	全漁連ドルフィン	8.0	— 4.0	500	1	全国漁業協同組合連合会
	白銀A岸壁	—165.7	— 9.0	10,000	1	〃
	白銀B岸壁	—180.0	— 10.0	15,000	1	〃
	白銀C岸壁	—115.7	— 7.5	5,000	1	〃
	白銀1号岸壁	—92.9	— 6.0	2,000	1	〃
	白銀2号岸壁	—132.5	— 6.5	3,000	1	〃
	白銀3号岸壁	—140.0	— 5.0	1,000	1	〃
	白銀4号岸壁	—140.2	— 5.0	1,000	1	〃
	L.S.Tドルフィン	8.0	— 5.0	2,000	2	青 森 県
	L.S.T物揚場	29.0	— 13.0	2,000	1	〃

(2) 空港の状況

空港名	種別	滑走路	管理者	連絡先窓口
青森空港	第3種空港 地方管理空港	3,000メートル × 60メートル	青森県	青森空港管理事務所 電話:017-739-2121
三沢飛行場	供用飛行場 公用空港	3,050メートル × 45メートル	米空軍	東京航空局三沢空港事務所 電話:0176-53-2461

(3) 漁港の状況

漁港名	管理者 又は 所有者	けい留施設(岸壁、物揚場、桟橋、船揚場) (m)						
		岸壁 桟橋	船揚場	物揚場			計	
				物揚場	係船護岸	物揚護岸		
白浜	八戸市	0	48	105	0	0	105	153
深久保	八戸	0	60	55	0	0	55	115
種差	八戸	45	93	130	0	0	130	268
夫久喜	八戸	50	150	215	0	0	215	415
金浜	八戸	0	50	40	0	0	40	90
八戸南浜	八戸市	95	400	545	0	0	545	1,040
市管理計		95	400	545	0	0	545	1,040
八戸	青森県	7,423	258	651	0	0	651	8,332
八戸	青森県	7,421	200	611	0	0	611	8,232
県管理計		7,423	258	651	0	0	651	8,332
合計		7,518	659	1,196	0	0	1,196	9,373
合計		7,516	658	1,156	0	0	1,156	9,272

(4) 青森県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場一覧表

平成23年1月1日 平成30年3月1日 現在

消防本部	市町村名	名 称	離 着 陸 場 所	所 在 地
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸市	八戸・東運動公園	陸上競技場(芝地)	八戸市湊高台 8-2-1-1
		八戸市防災コミュニティー新田川水防センター	水防ヘリポート (アスファルト)	八戸市田向字向川原3-2-3-5-3-6地先
		八戸市馬淵川水防センター	水防ヘリポート (アスファルト)	八戸市大字尻内町字上河原5-4-1
		グランドサンピア八戸	多目的グランド(芝地)	八戸市東白山台1丁目1-1
		南郷区陸上競技場	陸上競技場(芝地)	八戸市南郷区大字市野沢字権現山10
	おいらせ町	いちょう公園	多目的グランド(土)	上北郡おいらせ町沼端地内
		下田公園多目的グランド	多目的運動場 (芝地)	上北郡おいらせ町西後谷地3-1-1
		下田橋	多目的広場(芝地)	上北郡おいらせ町向川原 奥入瀬川河川敷
	五戸町	五戸・ひばり野公園	陸上競技場 (芝地)	三戸郡五戸町豊間内字地蔵平1-2-5-1
		倉石・小渡平	多目的広場(アスファルト)	三戸郡五戸町倉石中市字小渡8-8-1
	三戸町	三戸・松原公園	陸上競技場 (芝地)	三戸郡三戸町川守田字西松原50
	田子町	田子高校	陸上競技場 (芝地)	三戸郡田子町相米字蝦夷館1-1
	南部町	平運動公園	多目的運動場(草地)	三戸郡南部町平字上の山3-2-1
		南部・住谷野 (すみやの)	河川敷グランド (芝地)	三戸郡南部町大向字勘吉2-0-1
		福地中学校	グランド (芝&土)	三戸郡南部町福田字板橋1-2
	階上町	階上・小舟渡 (こみなど)	多目的広場 (芝地)	三戸郡階上町道仏字廿一
	新郷村	新郷中学校	グランド(土)	三戸郡新郷村戸来字大久保1

(5) 輸送力の状況

鉄道

路線名	区間	所要時間(分)	編成(両)	輸送力(人)	付記
東北新幹線	八戸～東京	180	10	800740	概ね1時間に1.51本運行
東北・北海道新幹線	八戸～新函館北斗	30100	10	800740	概ね1時間に1.51本運行
青い森鉄道線	八戸～青森	90	2	270	概ね1時間に1本運行
八戸線	八戸～久慈	110	23～2	100200	概ね1時間に1本運行
青い森鉄道線 いわて銀河鉄道線	八戸～盛岡	110	2	270	概ね1時間に1本運行

バス

平成22年9月1日 平成29年8月1日 現在

団体名	郵便番号	住所	電話番号	車両数				
				FAX番号	乗合	貸切		
						大型	中型	小型
八戸市交通部	031-0813	八戸市大字新井田字小久保頭4番地の1	0178-25-5141	<u>126</u> <u>118</u>				
			0178-25-5146					
南部バス㈱	031-0023	八戸市大字是川字三ツ屋6番7-9	0178-44-5151	110	27	5	7	39
			0178-22-0811					
十和田観光電鉄㈱	034-0011	十和田市稻生町17番3号	0176-23-3131	<u>92</u> <u>102</u>	59	7	2	68
			0176-24-1100					
弘南バス㈱	036-8326	弘前市大字藤野二丁目3番地6	0172-32-2241	<u>265</u> <u>255</u>	51	5	9	65
			0172-32-3558					
青森市企業局 交通部	039-3503	青森市大字野内字菊川47番地1	017-726-5441	<u>157</u> <u>141</u>				
			017-726-5475					
下北交通㈱	035-0041	むつ市金曲一丁目8番12号	0175-23-3111	<u>49</u> <u>44</u>	33	7	9	49
			0175-23-4682					
ジェイアールバス 東北㈱	980-0022	仙台市青葉区五橋一丁目1番1号	022-266-9642	<u>35</u> <u>33</u>	15	3		18
			022-222-9476					
三八五バス㈱	031-0801	八戸市江陽二丁目18番37号	0178-24-3331		54	7	2	63
			0178-44-6018					
三八五交通㈱	031-0072	八戸市城下四丁目19番15号	0178-24-3335	2		3	5	8
			0178-44-3529					
岩手県北自動車㈱	020-0124	盛岡市厨川一丁目17番18号	019-641-7711	125	7	3	2	12
			019-641-7700					
合計				834 820	239 173	37 44	34 23	310 240

## 一 航空機

### —1 就航路線

事業者名	就航路線	便数	機種
株式会社日本航空インターナショナル	青森～羽田	6往復	767、M90、738
	青森～伊丹	4往復	E70、CRJ
	青森～新千歳	3往復	CRJ
	三沢～羽田	3往復	B73、M90
株式会社フジドリームエアラインズ	青森～名古屋小牧	3往復	E70、CRJ

### —2 機種別乗客数等

機種		乗客数(人)
M90	マクダネル・ダグラスMD-90	166
767	ボーイング767-300	261
738、B73	ボーイング737-800	165
CRJ	ボンバルディアCRJ200	50
ERJ	エンブラエル175	84
E70	エンブラエル170	76

## 航空機

### 1 就航路線

就航路線	事業者名	便数	主な運行機種
青森～東京(羽田)	日本航空	1日12便(6往復)	B737-800、B767-300
青森～大阪(伊丹)	日本航空、全日本空輸	1日12便(6往復) (JAL3往復、ANA3往復)	E170, CRJ200、DHC-8-400
青森～札幌(新千歳)	日本航空、全日本空輸	1日10便(5往復) (JAL3往復、ANA2往復)	DHC-8-400、E170
青森～名古屋(小牧)	フジドリームエアラインズ	1日6便(3往復)	E170、E175
青森～ソウル(仁川)	大韓航空	週6便(3往復)	B737-800、B767-900
青森～天津	奥凱航空	週4便(2往復)	B737-800、B767-900
三沢～東京(羽田)	日本航空	1日6便(3往復)	B737-800、E170
三沢～大阪(伊丹)	日本航空	1日2便(1往復)	E170
三沢～札幌(丘珠)	北海道エアシステム	1日2便(1往復)	SAAB340B

### 2 機種別乗客数等

機種	乗客数(人)
ボーイング式B737-800	144
ボーイング式B737-800	165
ボーイング式B737-900	189
ボーイング式B737-300	214
エンブラル式E170(ERJ170-100STD)	76
エンブラル式E175(ERJ170-200STD)	84
ボンバルディア式CRJ200	50
ボンバルディア式DHC-8-200	78
サーブ式SAAB340B	36

## フェリー

### 1 就航航路

事業者名	航行区間	通常の運航スケジュール	就航船舶名
川崎近海汽船(株)	八戸 ⇄ 苫小牧	毎日4往復	シルバープリンセス
			シルバーエイト
			シルバークイーン
			べにりあ
			べが
			シルバーティアラ

### 2 保有船舶に関するデータ

船舶名	総トン数 (トン)	全長(m)	定員(人)	車両の積載 可能台数(台)	最大速力 (ノット)	航行区域
シルバープリンセス	10,500 10,536	150.00	500	乗用車:30 トラック:92	20.50	沿海
シルバーエイト	9,483	142.60	600	乗用車:30 トラック:68	20.50	沿海
シルバークイーン	7,005	134.00	600	乗用車:20 トラック:90 69	23.20 20.70	沿海
べにりあ	6,558	134.60	450	乗用車:14 トラック:96 67	20.00 19.40	沿海
べが	6,698	134.60	600	乗用車:20 トラック:96	20.00	沿海
シルバーティアラ	8,600	148.80	494	乗用車:30 トラック:82	19.70	沿海

## 6 避難施設

施設名称	施設所在地	管理者名
八太郎3号ふ頭緑地公園	八戸市 夫字河原本字海岸3-2-1	青森県知事
青森県立八戸高等学校	八戸市 長者4-4-1	青森県教育委員会
青森県立八戸東高等学校	八戸市 類家1-4-4-7	青森県教育委員会
青森県立八戸北高等学校	八戸市 夫字夫久保字町道8-3	青森県教育委員会
青森県立八戸西高等学校	八戸市 夫字尻内町字中根市1-4	青森県教育委員会
青森県立八戸南高等学校	八戸市 夫字鮫町字小舟渡平9-2-9-1	青森県教育委員会
青森県立八戸北高等学校南郷校舎	八戸市 南郷区大字市野沢字三合山8	青森県教育委員会
青森県立八戸工業高等学校	八戸市 江陽1-2-2-7	青森県教育委員会
青森県立八戸水産高等学校	八戸市 夫字白銀町人形沢6-1	青森県教育委員会
青森県立八戸商業高等学校	八戸市 夫字十日市字塚ノ下3-1	青森県教育委員会
青森県立八戸中央高等学校	八戸市 誰訪1-2-1-7	青森県教育委員会
青森県立八戸聾学校	八戸市 柏崎6-2-9-2-4	青森県教育委員会
青森県立八戸第一養護学校	八戸市 夫字夫久保字行入塚1-0-1	青森県教育委員会
青森県立種差少年自然の家	八戸市 夫字鮫町字膳並平2-2-6	青森県教育委員会
八戸市立八戸小学校	八戸市 夫字堺市字小待1-5-0	八戸市教育委員会
八戸市立城下小学校	八戸市 城下4-3-4-2	八戸市教育委員会
八戸市立吹上小学校	八戸市 吹上1-1-4-3-6	八戸市教育委員会
八戸市立長者小学校	八戸市 長者3-2-1	八戸市教育委員会
八戸市立岡南小学校	八戸市 夫字糠塚字夫開4-1	八戸市教育委員会
八戸市立中居林小学校	八戸市 夫字石手洗字一本木2-9	八戸市教育委員会
八戸市立柏崎小学校	八戸市 青葉2-7-1	八戸市教育委員会
八戸市立小中野小学校	八戸市 小中野5-2-1-7	八戸市教育委員会
八戸市立江陽小学校	八戸市 江陽5-9-2-4	八戸市教育委員会
八戸市立湊小学校	八戸市 夫字湊町字中道7-1	八戸市教育委員会
八戸市立青潮小学校	八戸市 夫字湊町字鮫ノロ2-3-4	八戸市教育委員会
八戸市立白銀小学校	八戸市 夫字白銀町字夫久保道1-1	八戸市教育委員会
八戸市立白鷗小学校	八戸市 夫字白銀町字中平1-3-3	八戸市教育委員会
八戸市立白銀南小学校	八戸市 夫字夫久保字鷹待場3-8-2	八戸市教育委員会
八戸市立町畠小学校	八戸市 夫字夫久保字下町畠2-9-2	八戸市教育委員会
八戸市立美保野小学校	八戸市 夫字美保野2	八戸市教育委員会
八戸市立鮫小学校	八戸市 夫字鮫町字上手代森1-9	八戸市教育委員会
八戸市立種差小学校	八戸市 夫字鮫町字赤コウ5-5-5-9	八戸市教育委員会
八戸市立大久喜小学校	八戸市 夫字鮫町字大作平4-4-2-9	八戸市教育委員会
八戸市立金浜小学校	八戸市 夫字金浜字外ノ久保4-3-3	八戸市教育委員会
八戸市立根城小学校	八戸市 根城4-2-2-2-7	八戸市教育委員会
八戸市立白山台小学校	八戸市 東白山台2-3-1-1	八戸市教育委員会
八戸市立江南小学校	八戸市 根城9-2-2-5-0	八戸市教育委員会
八戸市立田面木小学校	八戸市 夫字田面木字山道下夕1-3-2	八戸市教育委員会
八戸市立下長小学校	八戸市 夫字長苗代字太古殿1-1	八戸市教育委員会
八戸市立城北小学校	八戸市 石堂1-2-2-6	八戸市教育委員会
八戸市立高館小学校	八戸市 夫字河原本字小田5-6-1-6	八戸市教育委員会
八戸市立是川小学校	八戸市 是川4-1	八戸市教育委員会
八戸市立是川東小学校	八戸市 夫字是川字街道端1-4	八戸市教育委員会
旧番屋小学校	八戸市 夫字是川字番屋3-8	八戸市教育委員会
八戸市立三条小学校	八戸市 夫字尻内町字三条目4-4	八戸市教育委員会
八戸市立西園小学校	八戸市 夫字尻内町字嶋田2-4-1	八戸市教育委員会
八戸市立明治小学校	八戸市 夫字八幡字館ノ下1-2-2	八戸市教育委員会
八戸市立轟木小学校	八戸市 夫字市川町字和野2-2-4	八戸市教育委員会
八戸市立多賀小学校	八戸市 夫字市川町字古館3-0-1	八戸市教育委員会
八戸市立多賀台小学校	八戸市 多賀台3-9	八戸市教育委員会
八戸市立豊崎小学校	八戸市 夫字豊崎町字下永福寺1-2-3	八戸市教育委員会
八戸市立新井田小学校	八戸市 夫字新井田字館平2-0	八戸市教育委員会
八戸市立松館小学校	八戸市 夫字松館字門前6-2	八戸市教育委員会
八戸市立旭ヶ丘小学校	八戸市 旭ヶ丘1-1-6	八戸市教育委員会
八戸市立中野小学校	八戸市 南郷区大字中野字八ツ役5-1	八戸市教育委員会
八戸市立島守小学校	八戸市 南郷区大字島守字小平1-5-1	八戸市教育委員会
組合立田代小学校	八戸市 南郷区大字島守字赤羽6-2-5	八戸市階上町田代小学校田代 中学校組合管理者八戸市具
八戸市立第一中学校	八戸市 吹上2-1-7-1	八戸市教育委員会
八戸市立第三中学校	八戸市 夫字堺市字小待6-2	八戸市教育委員会

施設名称	施設所在地	管理者名
八戸市立第三中学校	八戸市 青葉3-1-3-3-6	八戸市教育委員会
八戸市立小中野中学校	八戸市 小中野3-9-2-6	八戸市教育委員会
八戸市立江陽中学校	八戸市 江陽1-1-3-3	八戸市教育委員会
八戸市立湊中学校	八戸市 大字白銀町字右新井田道13-2	八戸市教育委員会
八戸市立白銀中学校	八戸市 大字白銀町字栗沢道3-8	八戸市教育委員会
八戸市立白銀南中学校	八戸市 大字大久保字生平1	八戸市教育委員会
八戸市立美保野中学校	八戸市 大字美保野2	八戸市教育委員会
八戸市立南浜中学校	八戸市 大字鮫町字猪越1-5-2	八戸市教育委員会
八戸市立根城中学校	八戸市 根城5-1-1-4-2	八戸市教育委員会
八戸市立下長中学校	八戸市 大字河原本字河原本後7-7-2	八戸市教育委員会
八戸市立北稜中学校	八戸市 大字河原本字八太郎山10-1-3-9	八戸市教育委員会
八戸市立是川中学校	八戸市 大字是川字細越河原3-1	八戸市教育委員会
八戸市立三条中学校	八戸市 大字尻内町字中根市2	八戸市教育委員会
八戸市立明治中学校	八戸市 大字八幡字上ミ沢2-3-1	八戸市教育委員会
八戸市立市川中学校	八戸市 大字市川町字赤畠3-4-2	八戸市教育委員会
八戸市立夫館中学校	八戸市 大字新井田字市子林1-7-1	八戸市教育委員会
八戸市立東中学校	八戸市 湊高台2-1-4-8	八戸市教育委員会
八戸市立中沢中学校	八戸市 南郷区大字市野沢字黄槻7	八戸市教育委員会
八戸市立島守中学校	八戸市 南郷区大字島守字馬場3-7	八戸市教育委員会
組合立田代中学校	八戸市 南郷区大字島守字赤羽6-2-5	八戸市階上町田代小学校田代 中学校組合管理者八戸市長
八戸市立白山台中学校	八戸市 西白山台3-2-4-1	八戸市教育委員会
八戸市公民館	八戸市 内丸1-1-1	八戸市教育委員会
八戸市福祉公民館	八戸市 類家4-3-1	八戸市長
八戸市立小中野公民館	八戸市 小中野5-2-1-7	八戸市教育委員会
八戸市立鮫公民館	八戸市 大字鮫町字住吉町1-4-1	八戸市教育委員会
八戸市立上長公民館	八戸市 一番町1-4-1	八戸市教育委員会
八戸市立柏崎公民館	八戸市 柏崎3-1-3-5	八戸市教育委員会
八戸市立夫館公民館	八戸市 大字新井田字常光田1-7-1	八戸市教育委員会
八戸市立下長公民館	八戸市 下長1-4-9	八戸市教育委員会
八戸市立吹上公民館	八戸市 吹上3-1-7-3	八戸市教育委員会
八戸市立湊公民館	八戸市 大字湊町字中道6-4-7	八戸市教育委員会
八戸市立是川公民館	八戸市 大字是川字東前田3-1-1	八戸市教育委員会
八戸市立館公民館	八戸市 大字八幡字下陣屋4-0-1	八戸市教育委員会
八戸市立根城公民館	八戸市 根城3-1-1-2-2	八戸市教育委員会
八戸市立三八城公民館	八戸市 城下3-1-1-7	八戸市教育委員会
八戸市立江陽公民館	八戸市 江陽2-1-8-3-4	八戸市教育委員会
八戸市立長者公民館	八戸市 大字糠塚字下道2-1	八戸市教育委員会
八戸市立田面木公民館	八戸市 大字田面木字上野道下夕3-0-1	八戸市教育委員会
八戸市立市川公民館	八戸市 大字市川町字赤畠1-9-2	八戸市教育委員会
八戸市立南浜公民館	八戸市 大字鮫町字棚久保1-4-4-8	八戸市教育委員会
八戸市立根岸公民館	八戸市 高州2-2-3-1-9	八戸市教育委員会
八戸市立白銀南公民館	八戸市 大字大久保字行人坂3-6-6	八戸市教育委員会
八戸市立東公民館	八戸市 大字新井田字八森平7-6-7	八戸市教育委員会
八戸市農村生活改善センター瑞豊館	八戸市 大字豊崎町字上永福寺1-3-0-1	八戸市教育委員会
八戸福祉体育館	八戸市 類家4-3-1	八戸市教育委員会
八戸市体育館	八戸市 大字亮市字興遊下3	八戸市教育委員会
八戸市東体育館	八戸市 湊高台8-1-1	八戸市教育委員会
八戸市文化教養センター南部会館	八戸市 内丸3-3-6	八戸市教育委員会
八戸市勤労青少年ホーミー	八戸市 沼館2-1-3-2-0	八戸市教育委員会
八戸市老人いこいの家臥牛荘	八戸市 大字新井田字八森平7-1	八戸市長
八戸公園八戸植物公園	八戸市 大字十日市字天摩3-3-2	八戸市長
八戸市総合教育センター	八戸市 謙訪1-2-4-1	八戸市教育委員会
八戸市立南郷公民館	八戸市 南郷区大字市野沢字黒坂7-2	八戸市教育委員会
八戸市立南郷公民館中野分館	八戸市 南郷区大字中野字桶河ノ上1	八戸市教育委員会
八戸南郷公民館緑分館	八戸市 南郷区大字島守字馳下り1-4-1	八戸市教育委員会
八戸市立南郷体育館	八戸市 南郷区大字市野沢字中市野沢4-4-1-0	八戸市教育委員会
八戸市島守コミュニティーセンター	八戸市 南郷区大字島守字小山田8	八戸市長
八戸市南郷農村婦人の家	八戸市 南郷区大字島守字番屋4-1	八戸市長
八戸市鳩田農業研修センター	八戸市 南郷区大字大森字鳩田向2-1-2	八戸市長
八戸市南郷泉清水集会所	八戸市 南郷区大字泉清水字浜渡4-5-1-6	八戸市長
八戸市旭ヶ丘会館	八戸市 旭ヶ丘1-1-1-9	八戸市長

施設名称	施設所在地	管理者名
八戸市根城コミュニティセンター	八戸市 壱市4-7-6	八戸市長
八戸市中居林コミュニティセンター	八戸市 大字中居林字綿ノ端17-2-9	八戸市長
沼館1号公園	八戸市 沼館2-1-0-3-6	八戸市長
江陽2号公園	八戸市 江陽2-1-0-3-1	八戸市長
江陽3号公園	八戸市 江陽2-1-0-3-2	八戸市長
江陽公園	八戸市 江陽2-1-0-3-3	八戸市長
旭ヶ丘三丁目公園	八戸市 旭ヶ丘3-1-2-5	八戸市長
旭ヶ丘一丁目公園	八戸市 旭ヶ丘1-1-1-5	八戸市長
旭ヶ丘四丁目公園	八戸市 旭ヶ丘4-1-1-2	八戸市長
尻内中央公園	八戸市 一番町2-1-0-3-2	八戸市長
青葉町公園	八戸市 拍崎6-4	八戸市長
湊第3号公園	八戸市 新湊2-1-6	八戸市長
是川四丁目公園	八戸市 是川4-1-0-3	八戸市長
日の出公園	八戸市 大字鮫町下松苗場5-5	八戸市長
沢里公園	八戸市 根城1-1-0-3	八戸市長
長坂公園	八戸市 根城8-1-0-3	八戸市長
高州公園	八戸市 高州2-1-4-3-1	八戸市長
パンダ公園	八戸市 青葉2-6	八戸市長
類家第5号公園	八戸市 小中野2-7	八戸市長
類家1号公園	八戸市 類家3-1-2	八戸市長
青葉2号公園	八戸市 青葉3-2-7	八戸市長
類家中央4号公園	八戸市 谙訪2-1-0-5-0	八戸市長
類家中央6号公園	八戸市 谙訪2-2-0	八戸市長
新町公園	八戸市 白銀4-1-0-3	八戸市長
砂森公園	八戸市 白銀5-1-0-3	八戸市長
白銀台一丁目公園	八戸市 白銀台1-7-1	八戸市長
白銀台二丁目公園	八戸市 白銀台2-9-6	八戸市長
白銀台三丁目公園	八戸市 白銀台3-1-1-1	八戸市長
藤子公園	八戸市 根城2-1-0-3	八戸市長
下番屋平公園	八戸市 根城6-1-0-3-1	八戸市長
中居林公園	八戸市 大字中居林字綿ノ端13-5	八戸市長
根城三丁目公園	八戸市 根城3-1-0-3	八戸市長
南鹿島公園	八戸市 根城7-1-0-3-1	八戸市長
白銀台中央公園	八戸市 白銀台6-1-0-3	八戸市長
ちぐさ公園	八戸市 小中野6-1-5-5-0	八戸市長
河原本第2号公園	八戸市 下長3-1-1-1	八戸市長
河原本第3号公園	八戸市 下長4-1-5	八戸市長
かくちだ公園	八戸市 下長4-3-1	八戸市長
下長一丁目公園	八戸市 下長1-1-3-1	八戸市長
長苗代三丁目公園	八戸市 長苗代3-1-2	八戸市長
石堂第6号公園	八戸市 石堂2-7	八戸市長
湊第2号公園	八戸市 新湊2-6-1	八戸市長
河原本第6号公園	八戸市 下長8-9-1	八戸市長
諫訪第1号公園	八戸市 諫訪1-1-2-1	八戸市長
久保公園	八戸市 根城9-8-6	八戸市長
壱市公園	八戸市 壱市2-9-1	八戸市長
熊野堂公園	八戸市 壱市4-1-4	八戸市長
壱市第6号公園	八戸市 大字壱市字馬場河原	八戸市長
壱市第7号公園	八戸市 大字壱市字小待	八戸市長
イチイ公園	八戸市 北白山台4-9	八戸市長
ケヤキ公園	八戸市 東白山台4-6	八戸市長
ナナカマド公園	八戸市 東白山台3-1-8	八戸市長
アヅサイ公園	八戸市 南白山台3-1-0	八戸市長
ツツジ公園	八戸市 西白山台3-1-0	八戸市長
岬台中央公園	八戸市 岬台2-2-1-1	八戸市長
松ヶ丘公園	八戸市 大字松ヶ丘1-0-3	八戸市長
湊高台六丁目公園	八戸市 湊高台6-9-1	八戸市長
湊高台五丁目公園	八戸市 湊高台5-2-3-1	八戸市長
四本松公園	八戸市 湊高台1-9-9	八戸市長
土沢巻目公園	八戸市 湊高台7-4	八戸市長
河原本第5号公園	八戸市 下長6-8-1	八戸市長

施設名称	施設所在地	管理者名
下長二丁目公園	八戸市	下長2-1-4
長苗代二丁目公園	八戸市	長苗代2-1-2
石堂第7号公園	八戸市	石堂1-1-8
石渡公園	八戸市	南類家1-1-8
中谷地公園	八戸市	南類家1-5
古川頭公園	八戸市	南類家3-4
南類家二丁目公園	八戸市	南類家2-1-5
橋向公園	八戸市	大字市川町字市川9-3-6
轟木公園	八戸市	大字市川町字轟木1-1-6
尻引公園	八戸市	大字市川町字くご谷地5-3
八太郎公園	八戸市	大字河原本字左比代1-8-3
田面木公園	八戸市	大字田面木字外久保
平庭公園	八戸市	大字夫久保字夫山2-6
第一蓮沼公園	八戸市	大字河原本字蓮沼4-1-4-7
松ヶ丘ニュータウン公園	八戸市	大字市川町字桔梗野上地内
サツキ公園	八戸市	大字夫久保字行人塚2-5-7-8
新井田西公園	八戸市	新井田西1-2-6-2
風の道公園	八戸市	大字新井田字石動本
三八城公園	八戸市	内丸1-1-4-4-9
まべち公園	八戸市	沼館2
類家四丁目中央公園	八戸市	類家4-4
類家中央5号公園	八戸市	諫訪2-1-7
番屋平公園	八戸市	根城6-1-0-3-2
是川中央公園	八戸市	是川1-1-0-3
河原木団地さぐら公園	八戸市	下長4-9
江陽緑地	八戸市	江陽5-1-9-2-8
石堂第1号公園	八戸市	石堂2-1-8-1
多賀台中央公園	八戸市	多賀台2-1-3
八太郎ヶ丘公園	八戸市	大字河原本字八太郎山地内
長者森公園	八戸市	北白山台3-3
湊高台中央公園	八戸市	湊高台4-3-1
白山台公園	八戸市	北白山台6-3-3
八戸公園こどもの国	八戸市	大字牛目市字天摩
新井田公園	八戸市	新井田西4-1-1
南部山健康運動公園	八戸市	大字河原本字蝦夷館
長根公園	八戸市	大字亮市字輿遊下3
東運動公園	八戸市	湊高台8-1-8-0-1
類家緑地	八戸市	諫訪1
高州緑地	八戸市	高州1-1-0-3-2
長者緑地	八戸市	大字糠塚字下道2-1
夫久保緑地	八戸市	根城7-1-0-3-2
とくらくぼ緑地	八戸市	西白山台2-1-4-2
陽あたり公園	八戸市	江陽5-3-4-2
みさき通り公園	八戸市	小中野5-8
湊緑地	八戸市	大字湊町字赤坂2-9-2
北地区海浜緑地	八戸市	大字市川町字浜地内
旭ヶ丘5号緑地	八戸市	旭ヶ丘2-1-7-2
旭ヶ丘6号緑地	八戸市	旭ヶ丘3-1-3-6
西有緑地	八戸市	大字新井田字小久保頭7-1
神田山緑地	八戸市	大字新井田字八森平7-1
ハイテクパーク緑地	八戸市	北インター工業団地1-1-2-5
みどりと彫刻のふれあい散歩道	八戸市	類家5-7-4-7
北インター自然公園	八戸市	北インター工業団地5-1-0-4-2
高屋敷農村公園	八戸市	大字市川町字高森1-3-3-2
八幡農村公園	八戸市	大字八幡字八幡丁3-9
ふれあい公園	八戸市	南郷区大字島守字吉坊6-9-5
ケト森公園	八戸市	南郷区大字島守字ケト森5-1-5-4
夫洋公園	八戸市	南郷区大字市野沢字市野沢平5-1-1
ひまわり広場	八戸市	南郷区大字島守字野田4-4
館鼻公園	八戸市	大字湊町字館鼻7-8-1-6

## 6 避難施設

施設名称	施設所在地		コンクリート造 ※1	24時間避難可能 な施設 ※2	地下への避難が 可能な施設
八太郎避難緑地	八戸市	大字河原木字海岸 3 2 番地 1			
青森県立八戸工科学院	八戸市	桔梗野工業団地二丁目 5 番 3 0 号			
青森県立八戸高等学校	八戸市	長者 4 丁目 4 番 1 号	○		
青森県立八戸東高等学校	八戸市	類家 1 丁目 4 番 4 7 号			
青森県立八戸北高等学校	八戸市	大字大久保字町道 8 番地 3	○		
青森県立八戸西高等学校	八戸市	大字尻内町字中根市 1 4 番地	○		
青森県立八戸北高等学校(閉校)	八戸市	南郷大字市野沢字三合山 8 番地	○		
青森県立八戸工業高等学校	八戸市	江陽 1 丁目 2 番 2 7 号	○		
青森県立八戸水産高等学校	八戸市	大字白銀町人形沢 6 番地 1			
青森県立八戸商業高等学校	八戸市	大字土市字塚ノ下 3 番地 1	○		
青森県立八戸中央高等学校	八戸市	諏訪 1 丁目 2 番 1 7 号	○		
青森県立八戸聾学校	八戸市	柏崎 6 丁目 2 9 番 2 4 号			
青森県立八戸第一養護学校	八戸市	大字大久保字行人塚 1 0 番地 1	○		
青森県立種差少年自然の家	八戸市	大字鮫町字膳並平 2 番地 2 6	○		
八戸市立八戸小学校	八戸市	長根 3 丁目 2 4 番 1 号			
八戸市立城下小学校	八戸市	城下 4 丁目 3 番 4 2 号			
八戸市立吹上小学校	八戸市	吹上 1 丁目 1 4 番 3 6 号			
八戸市立長者小学校	八戸市	長者 3 丁目 2 番 1 号			
八戸市立岡南小学校	八戸市	大字糠塚字大開 4 番地 1			
八戸市立中居林小学校	八戸市	大字石手洗字一本木 2 9 番地			
八戸市立柏崎小学校	八戸市	青葉 2 丁目 7 番 1 号			
八戸市立小中野小学校	八戸市	小中野 5 丁目 2 番 1 7 号			
八戸市立江陽小学校	八戸市	江陽 5 丁目 9 番 2 4 号			
八戸市立湊小学校	八戸市	大字湊町字中道 7 番地 1			
八戸市立青潮小学校	八戸市	大字湊町字鮫ノ口 2 3 番地 4			
八戸市立白銀小学校	八戸市	大字白銀町字大久保道 1 番地 1			
八戸市立白鷗小学校	八戸市	大字白銀町字中平 1 3 番地 3			
八戸市立白銀南小学校	八戸市	大字大久保字鷹待場 3 8 番地 2			
八戸市立町畠小学校	八戸市	大字大久保字下町畠 2 9 番地 2			
八戸市立美保野小学校	八戸市	大字美保野 2 番地			
八戸市立鮫小学校	八戸市	大字鮫町字上手代森 1 9 番地			
八戸市立種差小学校	八戸市	大字鮫町字赤コウ 5 5 番地 5 9			
八戸市立大久臺小学校	八戸市	大字鮫町字大作平 4 4 番地 2 9			
八戸市立金浜小学校	八戸市	大字金浜字外ノ久保 4 3 番地 3			
八戸市立根城小学校	八戸市	根城 4 丁目 2 2 番 2 7 号			
八戸市立白山台小学校	八戸市	東白山台 2 丁目 3 1 番 1 号			
八戸市立江南小学校	八戸市	根城 9 丁目 2 2 番 5 0 号			
八戸市立田面木小学校	八戸市	大字田面木字山道下タ 1 3 番地 2			
八戸市立下長小学校	八戸市	大字長苗代字太古殿 1 番地 1			
八戸市立城北小学校	八戸市	石堂 1 丁目 2 2 番 6 号			
八戸市立高館小学校	八戸市	大字河原木字小田 5 6 番地 1 6			
八戸市立是川小学校	八戸市	是川 4 丁目 1 番地			
旧是川東小学校	八戸市	大字是川字街道端 1 番地 4			
旧番屋小学校	八戸市	大字是川字番屋 3 番地 8			
八戸市立三条小学校	八戸市	大字尻内町字三条目 4 番地 4			
八戸市立西園小学校	八戸市	大字尻内町字嶋田 2 4 番地 1			
八戸市立明治小学校	八戸市	大字八幡字館ノ下 1 2 番地 2			
八戸市立轟木小学校	八戸市	大字市川町字和野 2 2 番地 4			
八戸市立多賀小学校	八戸市	大字市川町字古館 3 0 番地 1			
八戸市立多賀台小学校	八戸市	多賀台 3 丁目 9 番地			
八戸市立豊崎小学校	八戸市	大字豊崎町字下永福寺 1 2 番地 3			
八戸市立新井田小学校	八戸市	大字新井田字館平 2 0 番地			
旧松館小学校	八戸市	大字松館字門前 6 番地 2			
八戸市立旭ヶ丘小学校	八戸市	旭ヶ丘 1 丁目 1 番地 6			
旧中野小学校	八戸市	南郷大字中野字八ツ役 5 番地 1			
八戸市立島守小学校	八戸市	南郷大字島守字小平 1 5 番地 1			
旧田代小中学校	八戸市	南郷大字島守字赤羽 6 番地 2 5			
八戸市立第一中学校	八戸市	吹上 2 丁目 1 7 番 1 号			
八戸市立第二中学校	八戸市	長根 3 丁目 2 3 番 1 号			
八戸市立第三中学校	八戸市	青葉 3 丁目 1 3 番 3 6 号			
八戸市立小中野中学校	八戸市	小中野 3 丁目 9 番 2 6 号			
八戸市立江陽中学校	八戸市	江陽 1 丁目 1 番 3 3 号			
八戸市立湊中学校	八戸市	大字白銀町字右新井田道 1 3 番地 2			
八戸市立白銀中学校	八戸市	大字白銀町字栗沢道 3 8 番地			
八戸市立白銀南中学校	八戸市	大字大久保字生平 1 番地			

※1 鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物

※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

施設名称	施設所在地		コンクリート造 ※1	24時間避難可能 な施設 ※2	地下への避難が 可能な施設
八戸市立美保野中学校	八戸市	大字美保野2番地			
八戸市立南浜中学校	八戸市	大字鮫町字子猪越15番地2			
八戸市立根城中学校	八戸市	根城5丁目11番42号			
八戸市立下長中学校	八戸市	大字河原本木字河原本木後77番地2			
八戸市立北稜中学校	八戸市	大字河原本木字八太郎山10番地139			
八戸市立是川中学校	八戸市	大字是川字細越河原3番地1			
八戸市立三条中学校	八戸市	大字尻内町字中根市2番地			
八戸市立明治中学校	八戸市	大字八幡字上ミ沢23番地1			
八戸市立市川中学校	八戸市	大字市川町字赤畠34番地2			
八戸市立大館中学校	八戸市	大字新井田字市子林17番地1			
八戸市立東中学校	八戸市	湊高台2丁目14番8号			
八戸市立中沢中学校	八戸市	南郷大字市野沢字黄葉7番地			
八戸市立島守中学校	八戸市	南郷大字島守字馬場37番地			
八戸市立白山台中学校	八戸市	西白山台3丁目24番地1号			
八戸市公民館	八戸市	内丸1丁目1番1号	○	○	
八戸市福祉公民館	八戸市	類家4丁目3番1号	○		
八戸市立小中野公民館	八戸市	小中野5丁目2番17号	○	○	
八戸市立鮫公民館	八戸市	大字鮫町字住吉町14番地1	○	○	
八戸市立上長公民館	八戸市	一番町1丁目4番1号	○	○	
八戸市立柏崎公民館	八戸市	柏崎3丁目13番5号	○	○	
八戸市立大館公民館	八戸市	大字新井田字常光田17番地1	○	○	
八戸市立下長公民館	八戸市	下長1丁目4番9号	○	○	
八戸市立吹上公民館	八戸市	吹上3丁目17番3号	○	○	
八戸市立湊公民館	八戸市	大字湊町字中道64番地7	○	○	
八戸市立是川公民館	八戸市	大字是川字東前田3番地11			
八戸市立根城公民館	八戸市	根城3丁目11番22号	○	○	
八戸市立三八城公民館	八戸市	城下3丁目1番17号	○	○	
八戸市立長者公民館	八戸市	大字糠塚字下道2番地1	○	○	
八戸市立田面木公民館	八戸市	大字田面木字上野道下タ30番地1	○	○	
八戸市立市川公民館	八戸市	大字市川町字赤畠19番地2	○	○	
八戸市立南浜公民館	八戸市	大字鮫町字棚久保14番地48	○	○	
八戸市立根岸公民館	八戸市	高州2丁目23番19号	○	○	
八戸市立白銀南公民館	八戸市	大字大久保字行人坂36番地6	○	○	
八戸市立東公民館	八戸市	大字新井田字八森平7番地67	○	○	
八戸市農村環境改善センター瑞豊館	八戸市	大字豊崎町字上永福寺130番地1	○	○	
八戸福祉体育館	八戸市	類家4丁目3番1号	○	○	
八戸市体育館	八戸市	大字壳市字興遊下3番地	○		
八戸市東体育館	八戸市	湊高台8丁目1番1号	○		
八戸市文化教養センター南部会館	八戸市	内丸3丁目3番6号	○	○	
八戸市勤労青少年ホーム	八戸市	沼館2丁目13番20号	○		
八戸公園八戸植物公園	八戸市	大字十日市字天摩33番地2	○		
八戸市総合教育センター	八戸市	諏訪1丁目2番41号	○	○	
八戸市立南郷公民館	八戸市	南郷大字市野沢字黒坂7番地2	○	○	
八戸市立南郷公民館中野分館	八戸市	南郷大字中野字樋河ノ上1番地			
八戸市立南郷公民館緑分館	八戸市	南郷大字島守字馳下リ14番地1			
八戸市南郷体育館	八戸市	南郷大字市野沢字中野沢44番地10	○		
八戸市島守コミュニティーセンター	八戸市	南郷大字島守字小山田8番地	○	○	
八戸市南郷農村婦人の家	八戸市	南郷大字島守字鮫ノ口4番地1			
八戸市鳩田農業研修センター	八戸市	南郷大字大森字鳩田向21番地171			
八戸市南郷泉清水集会所	八戸市	南郷大字泉清水字浜渡45番地16			
八戸市旭ヶ丘会館	八戸市	旭ヶ丘1丁目1番19号	○		
八戸市根城ミニユニティセンター	八戸市	壳市4丁目7番6号	○		
八戸市中居林ミニユニティセンター	八戸市	大字中居林字綿ノ端13番地5	○		
八戸市立白銀公民館	八戸市	白銀3丁目2番14号	○	○	
八戸市立館公民館	八戸市	大字八幡字下陳屋40番地1	○	○	
八戸市立江陽公民館	八戸市	江陽2丁目18番34号	○	○	
八戸市立白山台公民館	八戸市	北白山台5丁目2番5号	○	○	
沼館1号公園	八戸市	沼館2丁目103番6号			
江陽2号公園	八戸市	江陽2丁目103番1号			
江陽3号公園	八戸市	江陽2丁目103番2号			
江陽公園	八戸市	江陽2丁目103番3号			
旭ヶ丘3丁目公園	八戸市	旭ヶ丘3丁目1番25号			
旭ヶ丘1丁目公園	八戸市	旭ヶ丘1丁目1番5号			
旭ヶ丘4丁目公園	八戸市	旭ヶ丘4丁目1番12号			
尻内中央公園	八戸市	一番町2丁目103番2号			
青葉町公園	八戸市	柏崎6丁目4番			

※1 鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物

※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

施設名称	施設所在地		コンクリート造 ※1	24時間避難可能 な施設 ※2	地下への避難が 可能な施設
湊第3号公園	八戸市	新湊2丁目16番			
是川四丁目公園	八戸市	是川4丁目103番			
日の出公園	八戸市	大字鮫町字下松苗場5番地5			
沢里公園	八戸市	根城1丁目103番			
長坂公園	八戸市	根城8丁目103番			
高州公園	八戸市	高州2丁目143番1号			
パンダ公園	八戸市	青葉2丁目6番			
類家第5号公園	八戸市	小中野2丁目7番			
類家1号公園	八戸市	類家3丁目12番			
青葉2号公園	八戸市	青葉3丁目27番			
類家中央4号公園	八戸市	諏訪2丁目10番50号			
類家中央6号公園	八戸市	諏訪2丁目20番			
新町公園	八戸市	白銀4丁目103番			
砂森公園	八戸市	白銀5丁目103番			
白銀台一丁目公園	八戸市	白銀台1丁目7番1号			
白銀台二丁目公園	八戸市	白銀台2丁目9番6号			
白銀台三丁目公園	八戸市	白銀台3丁目11番1号			
藤子公園	八戸市	根城2丁目103番			
下番屋平公園	八戸市	根城6丁目103番1号			
中居林公園	八戸市	大字中居林字綿ノ端13番地5			
根城三丁目公園	八戸市	根城3丁目103番			
南鹿島公園	八戸市	根城7丁目103番1号			
白銀台中央公園	八戸市	白銀台6丁目103番			
ちぐさ公園	八戸市	小中野6丁目15番50号			
河原本木第2号公園	八戸市	下長3丁目11番1号			
河原本木第3号公園	八戸市	下長4丁目15番			
かくちだ公園	八戸市	下長4丁目3番1号			
下長一丁目公園	八戸市	下長1丁目13番1号			
長苗代三丁目公園	八戸市	長苗代3丁目12番			
石堂第6号公園	八戸市	石堂2丁目7番			
湊第2号公園	八戸市	新湊2丁目6番1号			
河原本木第6号公園	八戸市	下長8丁目9番1号			
諏訪第1号公園	八戸市	諏訪1丁目12番1号			
久保公園	八戸市	根城9丁目8番6号			
壳市公園	八戸市	壳市2丁目9番1号			
熊野堂公園	八戸市	壳市4丁目14番			
壳市第6号公園	八戸市	長根4丁目16番1			
壳市第7号公園	八戸市	長根4丁目4番1			
イチイ公園	八戸市	北白山台4丁目9番			
ケヤキ公園	八戸市	東白山台4丁目6番			
ナナカマド公園	八戸市	東白山台3丁目18番			
アジサイ公園	八戸市	南白山台3丁目10番			
ツツジ公園	八戸市	西白山台3丁目10番			
岬台中央公園	八戸市	岬台2丁目21番1号			
松ヶ丘公園	八戸市	大字松ヶ丘103番			
湊高台六丁目公園	八戸市	湊高台6丁目9番1号			
湊高台五丁目公園	八戸市	湊高台5丁目23番1号			
四本松公園	八戸市	湊高台1丁目9番9号			
上沢巻目公園	八戸市	湊高台7丁目4番			
河原本木第5号公園	八戸市	下長6丁目8番1号			
下長二丁目公園	八戸市	下長2丁目14番			
長苗代二丁目公園	八戸市	長苗代2丁目12番			
石堂第7号公園	八戸市	石堂1丁目18番			
石渡公園	八戸市	南類家1丁目18番			
中谷地公園	八戸市	南類家1丁目5番			
古川頭公園	八戸市	南類家3丁目4番			
南類家二丁目公園	八戸市	南類家2丁目15番			
橋向公園	八戸市	大字市川町字市川93番地6			
轟木公園	八戸市	大字市川町字轟木1番地16			
尻引公園	八戸市	大字市川町字くご谷地53番地			
八大郎公園	八戸市	八大郎2丁目			
田面木公園	八戸市	大字田面木字外久保			
平庭公園	八戸市	大字大久保字大山2番地6			
第一蓮沼公園	八戸市	八大郎5丁目44-147			
松ヶ丘ニュータウン公園	八戸市	大字市川町字桔梗野上地内			
サツキ公園	八戸市	大字大久保字行人塚2番地578			
新井田西公園	八戸市	新井田西1丁目26番2号			

※1 鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物

※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

施設名称	施設所在地		コンクリート造 ※1	24時間避難可能 な施設 ※2	地下への避難が 可能な施設
風の道公園	八戸市	大字新井田字石動木			
三八城公園	八戸市	内丸1丁目14番49号			
まべち公園	八戸市	沼館2丁目			
類家四丁目中央公園	八戸市	類家4丁目4番			
類家中央5号公園	八戸市	諏訪2丁目17番			
番屋平公園	八戸市	根城6丁目103番2号			
是川中央公園	八戸市	是川1丁目103番			
河原本団地さくら公園	八戸市	下長4丁目9番			
江陽緑地	八戸市	江陽5丁目19番28号			
石堂第1号公園	八戸市	石堂2丁目18番1号			
多賀台中央公園	八戸市	多賀台2丁目13番			
八太郎ヶ丘公園	八戸市	大字河原本字八太郎山地内			
長者森公園	八戸市	北白山台3丁目3番			
湊高台中央公園	八戸市	湊高台4丁目3番1号			
白山台公園	八戸市	北白山台6丁目3番3号			
八戸公園こどもの国	八戸市	大字十日市字天摩			
新井田公園	八戸市	新井田西4丁目1番1号			
南部山健康運動公園	八戸市	大字河原本字蝦夷館			
長根公園	八戸市	大字壳市字輿遊下3番地			
東運動公園	八戸市	湊高台8丁目180番1号			
類家緑地	八戸市	諏訪1丁目			
高州緑地	八戸市	高州1丁目103番2号			
長者緑地	八戸市	大字糠塚字下道2番地1			
大久保緑地	八戸市	根城7丁目103番2号			
とくらくぼ緑地	八戸市	西白山台2丁目14番2号			
陽あたり公園	八戸市	江陽5丁目34番2号			
みさき通り公園	八戸市	小中野5丁目、8丁目			
湊緑地	八戸市	大字湊町字赤坂29番地2			
北地区海浜緑地	八戸市	大字市川町字浜地内			
旭ヶ丘5号緑地	八戸市	旭ヶ丘2丁目1番72号			
旭ヶ丘6号緑地	八戸市	旭ヶ丘3丁目1番36号			
西有緑地	八戸市	大字新井田字小久保頭7番地1			
神田山緑地	八戸市	大字新井田字八森平7番地1			
ハイテクパーク緑地	八戸市	北インター工業団地1丁目125番			
みどりと彫刻のふれあい散歩道	八戸市	類家5丁目74番7号			
北インター自然公園	八戸市	北インター工業団地5丁目104番2号			
高屋敷農村公園	八戸市	大字市川町字高森133番地2			
八幡農村公園	八戸市	大字八幡字八幡13番地9			
ふれあい公園	八戸市	南郷大字島守字古坊69番地5			
ケト森公園	八戸市	南郷大字島守字ケト森5番154			
大洋公園	八戸市	南郷大字市野沢字市野沢平51番地1			
ひまわり広場	八戸市	南郷大字島守字野田44番地			
館鼻公園	八戸市	大字湊町字館鼻78番16号			

※1 鉄筋コンクリート造（RC造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物

※2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 7 消防施設等の概要

### (1) 県内の消防機関

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (消防署)	担当課 (分署等)	所 在 地	電話・FAX番号
	消防本部	警備警防課	〒031-00750011 八戸市内丸一丁目1-2田向五丁目1-1	電話 : 0178-44-2131(代表) 電話 : 0178-44-2132(直通) 電話 : 0178-44-2135(夜・休) 電話 : 0178-44-2134 FAX : 0178-44-1196(代表) FAX : 0178-46-1171(夜・休)
八戸地域広域市町村圏事務組合	八戸消防署		〒031-0011 八戸市大字松ヶ崎7-8田向五丁目1-1	電話 : 0178-2444-44110076
		南郷分遣所	〒031-0111 八戸市南郷区大字市野沢字三合山41-45	電話 : 0178-82-2319
		桔梗野分遣所	〒039-2244 八戸市大字市川町字尻引前山31-1287	電話 : 0178-28-1622
		尻内分遣所	〒039-1102 八戸市一番町一丁目4-2	電話 : 0178-27-4758
		根城分遣所	〒039-1114 八戸市北白山台五丁目2-1	電話 : 0178-23-4333
		河原本分遣所	〒039-1164 八戸市下長七丁目4-6	電話 : 0178-28-8737
		南郷分遣所	〒031-0111 八戸市南郷大字市野沢字三合山41-45	電話 : 0178-82-2319
		尻内分遣所	〒039-1102 八戸市一番町一丁目4-2	電話 : 0178-27-4758
		桔梗野分遣所	〒039-2244 八戸市大字市川町字尻引前山31-1287	電話 : 0178-28-1622
		根城分遣所	〒039-1114 八戸市北白山台五丁目2-1	電話 : 0178-23-4333
		八戸北消防署	〒039-2252 上北郡おいらせ町黒坂谷地6-14	電話 : 0178-56-2525
青森地域広域消防事務組合	八戸東消防署		〒031-0822 八戸市大字白銀町字左新井田道26-1	電話 : 0178-33-0323
		鮫分署	〒031-0841 八戸市大字鮫町字山西郎薪目17-345	電話 : 0178-33-0236
		階上分署	〒039-1201 三戸郡階上町大字道仮字耳ヶ咲31-3	電話 : 0178-88-2105
		夫館分遣所	〒031-0813 八戸市大字新井田字坂2-6	電話 : 0178-25-4170
		小中野分遣所	〒031-0802 八戸市小中野五丁目11-6	電話 : 0178-44-3100
		三戸消防署	〒039-0141 三戸郡三戸町大字川守田字関根25-5	電話 : 0179-22-1140
		田子分署	〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向54-1	電話 : 0179-32-3104
		名川分署	〒039-0502 三戸郡南部町大字下名久井字下夕町5-18	電話 : 0178-76-2416
		田子分署	〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向54-1	電話 : 0179-32-3104
		福地分遣所	〒039-0815 三戸郡南部町大字福田字館先15-1	電話 : 0178-84-2103
		五戸消防署	〒039-15241526 三戸郡五戸町字夫渡11-1 下長下夕11番地33	電話 : 0178-62-3140
		西分遣所	〒039-1801 三戸郡新郷村大字戸来字中野平12-1	電話 : 0178-78-2119
		おいらせ消防署	〒039-2252 上北郡おいらせ町黒坂谷地6-14	電話 : 0178-56-2525
		北分遣所	〒039-2252 上北郡おいらせ町青葉五丁目50-166	電話 : 0178-51-2170
青森地域広域消防事務組合	消防本部	警防課	〒030-0861 青森市長島二丁目1-1	電話 : 017-775-0854(直通) FAX : 017-775-1444(代表)

消防事務組合 (市町村)	消防本部 (消防署)	担当課 (分署等)	所 在 地	電話・FAX番号
弘前地区 消防事務組合	消防本部	警防課	〒036-8203 弘前市大字本町2-1	電話：0172-32-5101(代表) 電話：0172-32-5103(直通) FAX：0172-33-9117(代表)
黒石地区 消防事務組合	消防本部	警防課	〒036-0357 黒石市追子野木1-576	電話：0172-53-1000(代表) 電話：0172-52-4271(直通) FAX：0172-53-5444(代表) FAX：0172-53-9133(直通)
五所川原地区 消防事務組合	消防本部	警防課	〒037-00740036 五所川原市字岩木町12中央四丁目130	電話：0173-35-2019(代表) 電話：0173-35-4382(直通) FAX：0173-34-0120(代表) FAX：0173-34-3911(直通)
十和田地域 広域事務組合	消防本部	警防課	〒034-0082 十和田市西二番町7-10	電話：0176-25-4111(代表) FAX：0176-25-4117(代表)
三沢市	消防本部	警防課	〒033-0022 三沢市大字三沢字堀口17-36	電話：0176-54-4111(代表) 電話：0176-54-4275(直通) FAX：0176-54-4278
下北地域広域 行政事務組合	消防本部	警防課	〒035-0071 むつ市小川町二丁目14-1	電話：0175-22-3819(代表) 電話：0175-22-4138(直通) FAX：0175-22-0114(代表)
つがる市	消防本部	警防課	〒038-3142 つがる市木造赤根1-1	電話：0173-42-7745 FAX：0173-42-2349
北部上北 広域事務組合	消防本部	消防警防課 防災係	〒039-3113 上北郡野辺地町字田狭沢40-9	電話：0175-64-0650(代表) FAX：0175-64-6939(代表)
中部上北広域 事務事業組合	消防本部	警防課	〒039-2501 上北郡七戸町字荒熊内159-4	電話：0176-62-3142(直通) FAX：0176-62-5601(直通)
鰺ヶ沢地区 消防事務組合	消防本部	消防班	〒038-27532761 西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町209-2舞戸町字鳴戸385-2	電話：0173-72-4527(代表) FAX：0173-72-3005(代表)
三沢市	消防本部	管理課	〒033-0123 三沢市大字三沢字堀口17-36	電話：0176-54-4111(代表) 電話：0176-54-4275(直通) FAX：0176-54-4278(代表)
つがる市	消防本部	警防課	〒038-3142 つがる市木造赤根1-1	電話：0173-42-2105(代表) 電話：0173-42-7745(直通) FAX：0173-42-2349(直通)
平川市	消防本部	警防課	〒036-0113 平川市平田森前田331	電話：0172-44-3122(代表) FAX：0172-44-8684(代表)
板柳町	消防本部	庶務係	〒038-3672 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井70	電話：0172-73-2339(代表) FAX：0172-73-5079(代表)

(2) 消防施設の概要 (平成22年4月1日 平成29年4月1日 現在)

—区分	組織			消防施設																						
	消	出	消	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	消防はしご自動車及屈折はしご車	大型高所放水車	泡液搬送車	化学消防自動車	指揮車	消防艇	林野火災工作車	電源・照明車	小型動力ポンプ付積載車	型車両に積載していない小型動力ポンプ付積載車	広報車	空気充填車	資機材搬送車	小型動力ポンプ付水槽車	防災指導車	起震車	救急車	救助車	その他車両		
消防本部別	防署	派出所	吏員	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数		
県——計	39	51	2,574	49	90	10	3	3	21	31	1	1		3	16	64	1	30	14	3	2	110	16	36		
八戸地域広域市町村圏事務組合	5	13	409	14	14	2	+	+	4	3	+						10		+			+	18	3	9	
青森地域広域消防事務組合	3	10	454	11	12	2	+	+	4	3	3					4	5		+	3		+	15	2	18	
弘前地区消防事務組合	2	8	268	4	10	2					3						6		2	+	+		12	2		
黒石地区消防事務組合	2	+	94	2	4				+	2						3		2					4	+		
五所川原地区消防事務組合	6	+	239	3	10	2			+	4					2		8		2	+			10	2	2	
十和田地域広域事務組合	3	+	164	-	7	4			+	3	+					5	4	+	4	-		5	4	4		
三沢市	+	3	110	+	4	+			+	4						2		+	2				4	+	1	
下北地域広域行政事務組合	5	7	274	2	11				+	4						8		6	5				11	+		
つがる市	+	4	121	5	+				+							5		4					6	+	4	
平川市	+		66	2	+				+							2		+					3	+	4	
北部上北広域事務組合	4	2	170	+	5		+	+	7	7						11	7		5	4			10	+		
中部上北広域事業組合	3		94	+	6				+	2						4		4						4		
鰺ヶ沢地区消防事務組合	2	+	78		4					2		+		+	+	2		3		2			6			
板柳町	+		33	3	+				+															2		

区分	組 織			消 防 施 施 設																						
	消 防	出 帰	消 防	む し ご い ふ く は し ご い ふ く	ボンブ車(水槽付)	車(屈折含む)	屈 折	化 学	大 型	高 所	泡 厚 液	排 煙・	林 野 火 灾	救 助	電 源	救 急 車(高規格含む)	高 規 格 救 急 車	消 防 船	ヘ リ コ ブ タ ラ	指 令	查 察	防 災	避 震	起 事	救 急	救 援 車(給食車含む)
	防 置	所 員	員	一	車(屈折含む)	車	車	化 学	化 学	車	放 水	搬 送	高 発	工 作	車	重 量	泡 車	重 量	工 作	車	指 揮	・ 広 報	教 室	車	車	導 車
消防本部別	数	数	員	一	車(屈折含む)	車	車	化 学	化 学	車	放 水	搬 送	高 発	工 作	車	重 量	泡 車	重 量	工 作	車	指 揮	・ 広 報	教 室	車	車	導 車
県 計	38	51	2,683	115	9	1	18	3	3	3	0	1	18	0	94	77	0	0	44	68	2	2	1	13		
八戸地域広域 市町村圏事務組合	5	13	414	24	2	1	2	1	1	1	0	0	3	0	16	5	0	0	9	8	1	1	0	1		
青森地域広域 事務組合	4	10	492	21	2	0	3	1	1	1	0	0	2	0	13	11	0	0	4	5	0	1	0	1		
弘前地区 消防事務組合	5	10	476	18	2	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0	15	15	0	0	5	15	0	0	0	10	
五所川原地区 消防事務組合	6	1	248	13	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	9	8	0	0	1	10	0	0	1	0		
十和田地域 広域事務組合	3	1	164	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	5	5	0	0	3	4	0	0	0		
三沢市	1	3	110	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0	0	2	2	0	0	0		
下北地域広域 行政事務組合	5	6	290	11	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	10	10	0	0	5	8	1	0	0		
つがる市	1	4	123	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	4	0	0	2	6	0	0	0		
北部上北 広域事務組合	3	2	173	4	0	0	5	1	1	1	0	0	2	0	7	7	0	0	8	5	0	0	0	0		
中部上北 広域事業組合	3	0	100	7	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	0	3	1	0	0	0		
鰯ヶ沢地区 消防事務組合	2	1	93	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	5	0	0	2	4	0	0	0		

(3) 応急給水用資機材

平成22年4月現在

水道事業体名	種別 給水車 (台)	給水タンク (台)	携行缶 (個)	給水袋 (個)	その他
八戸圏域水道企業団	3t×2	1m³×40	20L×999	5L×1,200 6L×13,400 10L×785	
青森市	2t×2	1m³×30		5L×7,500 10L×10,000	簡易ろ過機 1m³/H(手動式)1台
弘前市	2t×2	1m³×16	10L×50	6L×500	給水袋 4L×450
			20L×185	10L×10,100	5L×5,000
黒石市		1m³×4	20L×100	10L×900	
五所川原市	2t×1	1m³×5	20L×85	6L×1,400 10L×600	
十和田市		1m³×4	20L×184	10L×1,943	
三沢市		1m³×6	20L×110	10L×9,300	緊急用飲料水製造装置(最大25m³/日)
むつ市	2t×1	1m³×7 1m³×2	18L×100 20L×165	10L×3,000	
平川市		1m³×3			
平内町		1m³×4	20L×60	10L×200	
今別町		1m³×1	20L×66		
蓬田村			10L×30 20L×20	5L×50	
外ヶ浜町		1m³×3	20L×10		
鰺ヶ沢町		1m³×2	20L×100	6L×200	携行缶 10L×20
深浦町		1m³×6	20L×100		
西目屋村		2m³×1			
藤崎町		1m³×1	20L×30	10L×73	
夫鶴町					
田舎館村					
板柳町		1m³×1		6L×300	
鶴田町		1m³×2		6L×600	
中泊町		1m³×4	20L×55		
野辺地町		1m³×1	20L×20	10L×850	
七戸町		1m³×2	20L×40		
横浜町		1m³×1	20L×30		
東北町		1m³×1 1m³×1			
六ヶ所村		2m³×1 1m³×1		10L×100	浄水機 1m³/H×2台
夫間町		1m³×1	20L×116		
東通村		1m³×1	20L×20	6L×100	
風間浦村		1m³×1	20L×51	6L×40	
佐井村		1m³×2	20L×50		
三戸町			20L×100	10L×48	
五戸町		1m³×3	20L×11	6L×120	給水タンク 1m³×1基
田子町		1m³×1		10L×200	
新郷村		1m³×1			
津軽広域水道(金両西北)		1m³×4	20L×186	6L×680	
矢吉ダム水道企業団		1m³×2			

## (3) 応急給水用資機材

平成29年10月現在

種別 水道 事業体名	給水車 (台)	給水タンク (台)	携行缶 (個)	給水袋 (個)	災害用ペットボトル (個)	その他			
八戸圏域水道	2t×2	1m³×39	10L×	840	6L×	12,600	0.5L×	33,000	浄水機 2m³/h×1台
企業団	3.2t×2	1.5m³×1	20L×	780	10L×	14,000			
青森市	2t×2 3t×1	1m³×29			5L×	28,578	0.5L×	19,296	
					6L×	3,580			
					10L×	1,771			
弘前市	2t×2	1m³×16	10L×	40	4L×	176	0.5L×	14,000	
			20L×	80	5L×	8,100			
					10L×	0			
黒石市		1m³×4	10L×	100	6L×	1,414			
			20L×	81	10L×	496			
五所川原市	2t×1	1m³×5	20L×	211	6L×	1,427			給水コンテナ1,000Lタイプ 7台
					10L×	426			
土和田市	3t×1	1m³×5	20L×	137	10L×	3,759			組立式給水タンク1,000L 2基
三沢市	1.8t×1	0.3m³×1 1m³×2	18L×	71	10L×	7,600			緊急用飲料水製造装置(最大25m³/日) 組立式給水タンク1,000Lタイプ 2台
むづ市	3t×2	1m³×4			10L×	11,500			組立式給水タンク1,000Lタイプ 4台
平川市		1m³×1 1.5m³×1	20L×	39	6L×	950			
平内町		1m³×4	20L×	50	6L×	300			
今別町		1m³×1	18L×	66					
蓬田村			10L×	20					
外ヶ浜町		1m³×2	18L×	50					
鰯ヶ沢町		1m³×2	20L×	80	6L×	200			
深浦町		1m³×6	20L×	33					
西目屋村		2m³×1							
藤崎町		1m³×1 1.5m³×2	20L×	30	10L×	950			
大鰐町									
田舎館村		1m³×2							
板柳町		1m³×2			6L×	270			
鶴田町	4t×1	1m³×2			6L×	500			
中迫町		1m³×4	20L×	35	6L×	650			
野辺地町		1m³×1	20L×	20	6L×	900			
七戸町		1m³×2	10L×	10	3L×	5,000			
			20L×	40					
横浜町		1m³×1	20L×	30					
東北町		0.5m³×1 1m³×1 2m³×1			6L×	500			
六ヶ所村		1m³×1 2m³×1	20L×	20	10L×	28			浄水機 1m³/h×2台
大間町		1m³×1	20L×	101					
東通村		1m³×1			6L×	1,000			
風間浦村		1m³×1	10L×	46					
			20L×	36					
佐井村		1m³×2	18L×	50					
三戸町			18L×	100					
五戸町		0.5m³×4 1m³×1	18L×	10	6L×	60			
田子町		1m³×1			10L×	180			
新郷村		1m³×1							
久吉ダム水道企業団		1m³×2	10L×	200					
津軽広域水道(企)(津軽)					6L×	3,000			給水コンテナ1,000Lタイプ 3台
津軽広域水道(企)(西北)	3t×1	1m³×7	10L×	56	6L×	878			
			20L×	85	10L×	100			

8 主要医療機関（八戸保健所管内三戸地方保健所管内）

(平成22年4月1日～平成30年3月1日現在)



## 9 県内の火葬場

(健康福祉部保健衛生課)

平成22年4月 平成27年3月 現在

市町村名	施設数	市町村名	施設数
八戸市	1	板柳町	1
青森市	2	鶴田町	1
弘前市	1	中泊町	2
黒石市	1	野辺地町	1
五所川原市	3	七戸町	1
十和田市	1	六戸町	
三沢市	1	横浜町	
むつ市	4	東北町	
つがる市	2	六ヶ所村	
平川市	2	おいらせ町	
平内町	1	大間町	1
今別町	1	東通村	1
蓬田村		風間浦村	
外ヶ浜町	1	佐井村	1
鰯ヶ沢町	1	三戸町	1
深浦町	1	五戸町	1
西目屋村		田子町	
藤崎町	1	南部町	
大鰐町	1	階上町	
田舎館村		新郷村	
		計	38 36

## 10 生活関連等施設

### (1) 国民保護法施行令（抄）

（生活関連等施設）

第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者  
~~又は同項第十二号の卸供給事業者~~がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）
- 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第三項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）
- 三 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上あるもの
- 五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第三十二条第一項十二条の二第四項第二号の利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同項号の移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）
- 六 ~~日本放送協会又は~~放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の三の一般放送基幹放送事業者（同条第三号の四の受託放送事業者及び同条第三号の五の委託放送事業者を除く。放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が同条第一号の二の国内放送を行う放送法第二条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいい、人工衛星の無線局であるものを除く。以下この号において同じいう。以下この号において同じ。）であって、同法第二十九一条の二第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送（同法第二条第一号の放送をいい。以下この号において同じ。）をされる同法第二条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- 七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若し

## くは係留施設

- 八 空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の空港の同法第六条第一項の滑走路等及び当該空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに当該空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項の航空保安施設
- 九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム
- 十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所  
(危険物質等)

第二十八条 法第百三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める物質は、次のとおりとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）
- 二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項の火薬類
- 四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）
- 五 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
- 六 原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十七条の八第一項第三号に規定する核原料物質を除く。）
- 七 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びこれによつて汚染された物（同法第一条に規定する放射性汚染物質（同法第三十二条に規定する許可届出使用者等（同法第二十八条第七項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
- 八 薬事医薬品医療機器等法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
- 九 電気事業法第三十八条第三項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第二条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
- 十 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）第二条第一項に規定す

る生物剤及び同条第二項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）

十一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）

第二条第一項の毒性物質（同法第七条第一項の許可製造者、同法第十二条の許可使用者、同法第十五条第一項第二号の承認輸入者及び同法第十八条第二項の廃棄義務者並びに同法第二十四条第一項から第三項まで（同法第二十六条及び第二十七条において準用する場合を含む。）又は同法第二十八条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

~~(2) 生活関連等施設に係る安全確保の留意点について~~

~~17.8.31~~

~~内閣官房~~

~~生活関連等施設に係る安全確保の留意点について~~

~~本年3月に閣議決定した「国民の保護に関する基本指針」において、生活関連等施設の所管省序は、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めることとされています。~~

~~これに従い、今般、関係省序が別添のとおり当該留意点を作成し、消防庁より都道府県に通知することとしましたので、お知らせします。~~

~~生活関連等施設の安全確保の留意点~~

~~(平成17年8月)~~

※上記を削除し、P69～P110を追加

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）  
(国民保護法施行令第27条第1号)

## 2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多い、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業者、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡回点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
総務省消防庁

## 1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）  
(国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号)

## 2. 施設の特性

- (1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所
  - ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
  - ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- (2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
  - ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。
- (3) その他（(1)、(2)を除く）の危険物施設
  - ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

## 3. 安全確保の留意点

### (1) 平素からの備え

#### 【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

#### 【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。

- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

## (2) 武力攻撃事態等における留意点

### 【都道府県知事】

- ・ 特に、2(1)及び(2)の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第12条の3にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

### 【事業者】

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・ 消防法第16条の3第2項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。

## 4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 03-5253-7524

FAX 03-3581-7534

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成27年4月  
厚生労働省

## 1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第2号）

## 2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては20トン程度、劇物においては200トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

## 3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

### ○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
  - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
  - ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
  - ※ 漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
  - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備

- ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
  - ※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備
  - ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備
  - ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。
- 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
  - ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
    - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
    - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
    - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
  - ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
  - ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
  - ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
  - ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするために、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
  - ・ 施設全体の警備体制を整備する。
    - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
    - ※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
  - ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
    - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
  - ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

## ○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
  - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
  - ※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備
  - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
  - ※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有
- ・ 応急措置体制を整備する。
  - ※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
  - ・ 避難体制を整備する。
    - ※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
  - ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
    - ※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
  - ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。
- その他の留意事項
  - ・ 上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

## 2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

## 2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業者、見学者等の出入者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講じること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

## 2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

## 2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業者・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
原子力規制庁

## 1. 施設の種類

製鍊施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

## 2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の中止機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

## 3. 安全確保の留意点

- (1) 事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- (2) 原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実に行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
  - ①原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
  - ②武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
  - ③防護区域等の巡視及び監視の実施
  - ④防護区域等への人の出入管理
  - ⑤核物質防護設備の点検及び整備
  - ⑥特定核燃料物質の管理
  - ⑦その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- (3) 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- (4) 施設及び設備の監視を徹底すること。
- (5) 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- (6) 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。

①武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

#### 4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121

FAX 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109

FAX 03-5114-2177

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
原子力規制庁

## 1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第28条第7項）

## 2. 施設の特性

- 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム<sup>\*</sup>の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。  
(※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾)

## 3. 安全確保の留意点

### (1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - 管理区域に入りする場合の管理の徹底
  - 管理区域に入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - 事業所への放射性同位元素等の受け入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

## (2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせて措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

## (3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
  - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
  - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
  - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
  - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
  - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
  - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

## (4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意

すること。

- ①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

#### 4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155

FAX 03-5114-2128

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成27年4月  
厚生労働省

## 1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）

## 2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

## 3. 安全確保の留意点

### ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第48条第2項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成13年4月23日医薬局長通知 医薬発第418号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

- 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項
  - ・ 振発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
  - ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
  - ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。
- その他留意事項
  - ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
  - ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするために、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
  - ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111 (2712)

FAX 03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-5253-1111 (2739)

FAX 03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03-5253-1111 (2756)

FAX 03-3508-4364

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒薬及び劇薬を取り扱う施設）

平成27年4月  
農林水産省

## 1. 施設の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬の取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第8号）

## 2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。

## 3. 安全確保の留意点

### ○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第48条第2項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬及び劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬及び劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

- 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項
  - ・ 振発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
  - ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
  - ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。
- その他留意点
  - ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤又は毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤又は毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
  - ・ 毒薬及び劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするために、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
  - ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

#### 4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話 03-3502-8701

FAX 03-3502-8275

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）

## 2. 施設の特性

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業者、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡回点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
文部科学省

## 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

## 2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

## 3. 安全確保の留意点

(1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。

(2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

- ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
- ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
- ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
- ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
- ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
- ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
- ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

#### 4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

電話 03-6734-4113

FAX 03-6734-4114

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成27年4月  
厚生労働省

## 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

## 2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

## 3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聞くこと。
  - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
  - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
  - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
  - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
  - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
  - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
  - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

#### 4. 所管省庁の連絡先

##### 【国立感染症研究所に関する連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課  
電話 03-3595-2171  
FAX 03-3503-0183

##### 【診療所に関する連絡先】

厚生労働省医政局総務課  
電話 03-3595-2189  
FAX 03-3501-2048

##### 【病院に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課  
電話 03-3595-2194  
FAX 03-3503-8562

##### 【医薬品産業に関する連絡先】

厚生労働省医政局経済課  
電話 03-3595-2421  
FAX 03-3507-9041

##### 【衛生検査所に関する連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室  
電話 03-3595-2194  
FAX 03-3507-9041

##### 【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室  
電話 03-3595-2190  
FAX 03-3502-3099

##### 【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課  
電話 03-3595-2257  
FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）

平成27年4月  
農林水産省

## 1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

## 2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に示すものとする。

## 3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聞くこと。
  - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
  - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
  - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
  - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
  - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
  - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
  - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。
  - ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

#### 4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

電話 03-3502-2319

FAX 03-3597-0329

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）

## 2. 施設の特性

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 03-3501-8625

FAX 03-3501-0197

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）

## 2. 施設の特性

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 03-3580-0937

FAX 03-3580-7319

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成27年4月  
経済産業省

## 1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）

## 2. 施設の特性

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
厚生労働省

## 1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）

## 2. 施設の特性

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

## 4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成27年4月  
国土交通省

## 1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4号）

## 2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

### ①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

### ②避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

### ①自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

### ②利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

### ③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

#### 4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線40182、40183）

（直通）03-4416-5119

FAX 03-5253-1634

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
総務省

## 1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第27条第5号）

## 2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあっては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）に定める対策の実施に努めること。

## 4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

電話 03-5253-5862

FAX 03-5253-5863

# 生活関連等施設の安全確保の留意点

平成27年4月  
総務省

## 1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

## 2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

## 3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

## 4. 所管省庁の連絡先

総務省情報流通行政局地上放送課

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5794

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成27年4月  
国土交通省

## 1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）

## 2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

### ①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

### ②自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

### ③施設の管理に関する備え

- ・ 蔽置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔽置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないよう巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線46283）

（直通）03-5253-8070

FAX 03-5253-1654

# 生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成27年4月  
国土交通省

## 1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）

## 2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

### ①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認もを行うこと。）。

### ②施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

### ①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。

- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話（代表） 03-5253-8111（内線48179）

（直通） 03-5253-8696

FAX 03-3580-5233

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話（代表） 03-5253-8111（内線51123）

（直通） 03-5253-8739

FAX 03-5253-1663

# 生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成27年4月  
国土交通省

## 1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第27条第9号）

## 2. 施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・ 点検・巡回時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

(武力攻撃事態等における留意点)

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理
- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕がある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

#### 4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係

電話（代表）03-5253-8111（内線35494）

（直通）03-5253-8449

FAX 03-5253-1603

## 11 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての 基本的な考え方について

(平成17年8月31日)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

#### ○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 12 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

〔平成16年9月17日厚生労働省告示第343号〕

改正平成17年4月1日厚生労働省告示第203号

改正平成18年3月31日厚生労働省告示第283号

改正平成19年3月30日厚生労働省告示第80号

改正平成19年3月30日厚生労働省告示第110号

〔平成25年10月1日内閣告示第229号〕

最終改正 平成30年3月30日内閣府告示第52号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう以下同じ）により現に被害を受け若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という）を収容することであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300320円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要

な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は  
~~2,326,000~~<sub>2,697,000</sub>円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は1人1日当たり~~300~~<sub>320</sub>円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、  
~~2,326,000~~<sub>2,697,000</sub>円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

## 1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり~~1,010~~<sub>1,140</sub>円以内とすること。

## 2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者

に対して行うものであること。

- 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別1人世帯2人世帯3人世帯4人世帯5人世帯世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額

夏季17,30018,500円22,30023,800円32,80035,100円39,30042,000円49,80053,200円7,300円

冬季28,60030,600円37,00039,700円51,60055,200円60,50064,500円75,90081,200円  
10,40011,200円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という）がその業務を行う場所をいう。以下同じ）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

## (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

### (被災者の搜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

### (埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人199,000211,300円以内、小人159,200168,900円以内とすること。

### (電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000~~584,000~~円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中學部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（1）小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（2）高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

（1）小学校児童1人当たり4,100~~4,400~~円

（2）中学校生徒1人当たり4,400~~4,100~~円

（3）高等学校等生徒1人当たり4,800~~5,100~~円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること

## 2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）死体の一時保存

（3）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,3003,400円以内とすること。

（2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,0005,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる

こと

（3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は次の各号に定めるところにより行うこととする

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000135,400円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 13 火災・災害等即報要領（消防庁）【国民保護関連部分の抜粋・要約】

### 第1 総則

#### 3 報告手続

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告する。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告する。
- (5) 市町村は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、逐次報告する。

#### 4 報告方法及び様式

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害が発生した場合には、「第3号様式」に記載し、ファクシミリ等により報告する。

また、画像情報を送信することができる地方公共団体は、被害状況等の画像情報の送信を行う。

ただし、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、電話による報告も認められるものとする。

### 第2 即報基準

#### 3 武力攻撃災害等即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

##### 1) 国民保護法第2条第4項に規定する災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出  
その他の人的又は物的災害

##### 2) ~~武力攻撃事態対処法第2-5条第1項国民保護法第172条第1項~~に規定する緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該  
行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

### 第3 直接即報基準

#### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の1)・2)と同じ

### 第4 記入要領

#### 3 第3号様式

##### (1) 事故災害種別

該当するものの記号を○で囲む。

##### (2) 事故等の概要

発生した事故等の種別、概略、経過等を記入する。

##### (3) 死傷者等

ア 負傷者等には、急病人等を含む。

イ 不明とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要したか否かを記入する。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入する。

また、救助人員は、報告時点での救助が完了した者の数を記入する。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものも含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入する。

(7) 対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が対策本部、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項をあれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の状況
- ・避難所の設置状況

## ~~14 震災廃棄物対策指針~~

平成10年10月

~~厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課~~

~~災害廃棄物対策検討委員会（平成10年3月31日現在）~~

### 委員長

~~小林 康彦 財団法人 廃棄物研究財团 顧問~~

### 委員

~~莊本 孝久 神奈川大学工学部建築学科 専任講師~~

~~小泉 明 東京都立大学工学部土木工学科 教授~~

~~酒井 伸一 京都大学環境保全センター 助教授~~

~~入江 登志男 大阪湾広域臨海環境整備センター 常務理事（～平成9年6月）~~

~~三木本 徹 大阪湾広域臨海環境整備センター 常務理事（平成9年7月～）~~

~~島岡 隆行 福岡大学工学部土木工学科 助教授~~

~~鈴木 俊行 東京都清掃局ごみ減量総合対策室 副参事~~

~~高橋 壽正 前社団法人 全国産業廃棄物連合会技術部 部長（平成9年10月～）~~

~~武田 信生 京都大学大学院工学研究科 教授~~

~~田中 勝 国立公衆衛生院廃棄物工学部 部長~~

~~永田 勝也 早稲田大学理工学部機械工学科 教授~~

~~小川 雄二 神戸市環境局業務部 部長（～平成9年3月）~~

~~南野 誠二 神戸市環境局業務部長（平成9年4月～）~~

~~中村 泰政 埼玉県環境生活部廃棄物対策課 課長（～平成9年3月）~~

~~野辺 八雄 埼玉県環境生活部廃棄物対策課 課長（平成9年4月～）~~

~~春風 敏之 兵庫県生活文化部環境局環境整備課 課長~~

~~杉山 吉男 横浜市環境保全局調整部 次長（～平成9年3月）~~

~~廣田 勝彦 横浜市環境保全局調整部廃棄物対策課 課長（平成9年4月～）~~

~~福井 和巳 川崎市環境局環境企画室 主幹~~

~~吉市 徹 北海道大学大学院工学研究科 教授~~

~~松藤 康司 福岡大学工学部土木工学科 教授~~

~~吉田 行夫 神奈川県環境部環境整備課 課長~~

~~（アイウエオ順）~~

### 事務局

~~佐藤 哲志 財団法人 廃棄物研究財团 技監~~

~~高田 光康 財団法人 廃棄物研究財团大阪研究センター 主任研究员~~

## 目次

- 第1章 震災廃棄物対策の目的
- 第2章 廃棄物処理に係る防災体制の整備
  - 2-1 一般廃棄物処理施設の耐震化等
  - 2-2 震災時応急体制の整備
    - (1) 震災時の相互協力体制の整備
    - (2) 仮設便所等し尿処理体制の整備
    - (3) 緊急出動体制及び一般廃棄物処理施設の補修体制の整備
  - ア. 緊急出動体制の整備
    - イ. 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備
    - (4) 震災廃棄物の処理・処分計画の作成等
  - 乙. 震災廃棄物の収集運搬体制の整備
  - イ. 震災発生時におけるがれきの発生量の推計
  - ウ. がれきの仮置場の確保と配置計画
  - エ. がれきの処理・処分計画の作成
  - オ. 有害廃棄物対策等
    - (5) 都道府県等の支援
    - (6) 住民への啓発・広報
- 第3章 震災発生時における震災応急対策
  - (1) 被災地の状況把握
  - (2) 震災による廃棄物の処理
  - (3) 仮設便所等のし尿処理
  - (4) 生活ごみの処理
  - (5) がれきの処理
- 第4章 震災復旧・復興対策
  - (1) 一般廃棄物処理施設の復旧
  - (2) 震災に伴って発生した廃棄物の処理

## 第1章 震災廃棄物対策の目的

~~阪神・淡路大震災でも明らかなように、大地震による災害は、被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較して大きい。がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴い一般ごみについても平常時の収集・処理を行うことが困難である。~~

~~このため、自治体は事前に震災に対する対応策について準備しておく必要がある。~~

~~震災により発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うためには、国、都道府県、市町村が、それぞれの役割分担に応じて対応する必要がある。~~

~~すなわち、震災廃棄物の処理を担う市町村においては、一般廃棄物処理施設の耐震化、震災時における応急体制の整備、震災発生時における応急対策の実施が求められる。都道府県においては、市町村間における広域的支援体制の整備に関する指導・助言・震災発生時における市町村、国との連絡調整、広域的な支援の要請・支援活動の調整といった役割が求められるところである。また、国においては、広域的な支援体制の整備に関する指導・助言、震災発生時における情報収集、全国的な支援要請活動を行うものである。~~

~~そこで、厚生省は平成8年1月厚生省防災業務計画を改定し、この計画の中で震災廃棄物の処理・処分計画の作成の廃棄物処理に係る応急体制の整備及び震災が発生した場合における応急対策の内容について明らかにしたところである。この計画では、防災に關しるべき措置、地域防災計画の作成の基準となるべき事項等を明らかにしており、市町村及び都道府県においてはこれらの内容を基に適切な震災廃棄物対策を検討する必要がある。~~

~~なお、本指針で対象とする範囲を以下に列記する。~~

### ①対象とする主な廃棄物（以下「震災廃棄物」という。）

- ~~a. がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等）~~
- ~~b. 生活ごみ（震災により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみ）~~
- ~~c. し尿（仮設便所からのくつとりし尿）~~
- ~~d. 環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等）~~

### ②対象とする業務

~~自治体が行う①に示す廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務。ただし、作業の貫性と迅速性の観点から廃棄物処理を行っている部門が解体・撤去についても、関与する場合があるため、この点についても触れている。~~

~~本指針は、以下のように記述している。~~

- ~~・実線枠内は、厚生省防災業務計画の内容を列記している。~~
- ~~・実線枠内の内容について阪神・淡路大震災の事例を紹介するとともに、解説を箇条書きで列記している。~~

2-1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- 2 市町村は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等を利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- 3 都道府県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の耐震化に關し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部は、情報の収集及び技術的、財政的援助を行う。

- 阪神・淡路大震災では、煙突の破損等があった一部の例を除いて施設本体への影響はそれほど大きくなかったが、緊急事態に対する混乱、冷却水の断絶による施設の運転停止、橋梁等の搬入路の被災・遮断により処理施設の使用が困難になるなどの問題が発生した。  
また、震災発生時に大量に発生したガラスや陶磁器等が大量に混入したため、クリンカの溶着等の問題が発生した。
- 地震に強い廃棄物処理施設とするため、市町村は、既存の施設については耐震診断や煙突の補強等による耐震性の向上や不燃堅牢化等を図る必要がある。また、新設の処理施設については、あらかじめ耐震性等に配慮した施設づくりを目指す必要がある。
- 施設自体に被害のない場合でも、水道等の断絶により施設の稼働が困難となる場合もあるため、廃棄物処理施設に配水する管路については、その耐震性を高めるべきである。さらに、必要に応じ予備冷却水、非常用発電機等を確保する必要がある。
- なお、補助事業に係るごみ処理施設の施設整備にあっては、構造指針（昭和61年8月）において耐震化について次のとおりとされており、参考とすること。

「ごみ処理施設構造指針」（抜粋）

3 ごみ処理施設の耐震・防災対策

ごみ処理施設における地震、風水害、火災、爆発等の災害対策は、関係法令を遵守するとともに、設備の機能、特性、運転条件、周辺条件等を勘案し、全体として均衡のとれたものでなければならない。

(1) 主要設備の耐震設計の考え方

焼却炉、ボイラ、集塵器、蒸気配管、制御装置等主要設備の設計に際しては、建築基準法等関係法令に基づき設計する建物等と調和のとれた耐震力を確保するものとする。特に、個々の機器、設備等に基準が設けられている場合は、これに連絡する他の機器、設備等についても、それらの重要度、危険度に応じた耐震力を確保するよう配慮するものとする。

(2) 震災時における二次災害の防止

各設備は、震災等による二次災害を防止するため、必要な保安距離を確保するとともに、設備を安全に停止させるための制御システム及び異常時（震災、風水害、断水、停電等）の危険を回避するための保安設備を設けるものとする。

## 2-2 震災時応急体制の整備

~~1 市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。~~

~~大規模な地震が発生した場合には、一時に大量の震災廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難となることが予想される。~~

~~震災時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境の保全に努めつつ都市機能の早期回復を図る必要がある。このためには、市町村において周辺市町村との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、がれきの一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの処理・処分計画を作成すること等により、あらかじめ震災時における廃棄物処理の応急体制を確保することが必要である。~~

~~震災時応急体制の整備に当たっての市町村、都道府県及び国の役割は次のとおりである。~~

- ~~市町村は、域内で発生した震災廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理に係る震災時応急体制を整備する。~~
- ~~国及び都道府県は、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に關し、必要な指導・助言その他の支援を行う。~~

### ~~(1) 震災時の相互協力体制の整備~~

~~(1) 市町村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、震災時の相互協力体制を整備すること。~~

~~○ 阪神・淡路大震災では、膨大な震災廃棄物の処理について、周辺市町村間の協力はもとより周辺府県等での処理も行われた。~~

~~大規模な震災が発生した場合、市街地が連なる大都市圏等においては、一時に膨大な震災廃棄物が発生し、市町村内、都道府県内での対応が困難となると想定される。このため、市町村、都道府県、廃棄物関係団体、厚生省がそれぞれの役割分担をもとに、広域的な協力体制をあらかじめ整備することが必要である。~~

~~○ 相互協力体制の整備に当たっては、それぞれの地域の状況に応じ検討する必要がある。~~

~~そのためには、都道府県とも連携し、市町村、都道府県及び国のそれぞれの役割に応じた相互協力体制を確立する必要がある。~~

#### 相互協力体制（参考）

- ~~市町村：都道府県との連絡体制  
周辺市町村との協力体制  
関係団体との協力体制（震災時に対応するための協力協定の締結等）  
ボランティアへの協力要請~~
- ~~都道府県：市町村間の相互協力体制  
周辺都道府県との協力体制  
国との連絡体制~~
- ~~国：全国的な支援体制（都道府県、関係団体等）~~

○ 阪神・淡路大震災では、直接的被害を受けた地域では発生直後は大きな混乱が生じ、被災地側から迅速な応援要請を行うことができなかった。

震災後に必要とされる廃棄物対策は、震災後の経過時期によって内容が異なるため、市町村及び都道府県はそれに迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ周辺市町村・都道府県が被災した場合の協力体制を確立しておく必要がある。

## (2) 仮設便所等し尿処理体制の整備

(2) 市町村は、仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

○ 阪神・淡路大震災では、特に震災発生の初期段階では断水や避難者の集中によって便所の不足が深刻な問題となった。さらに、仮設便所に慣れていない人が多いことから、悪臭や汚れに対する苦情が多く寄せられた。不足する仮設便所、バキュームカー等の機材については、他市町村、関係団体の支援、協力を求めて対処したが、特に下水道普及地域ではバキュームカーが少なく、必要台数の確保に手間取るなど混乱が生じた。

○ 震災時には公共下水道が使用できなくなるなどの懼れもあり、震災発生後直ちに問題となるし尿処理を被災住民の生活に支障が生じないよう迅速に対処するためには、あらかじめ仮設便所、消毒剤、脱臭剤等の緊急資機材について備蓄を行う必要がある。

しかし、一市町村単独で大規模震災に対処しうる備蓄を行うことは合理的でないため、周辺市町村と協力し、広域的な備蓄体制を確保するとともに、仮設便所を備蓄している建設業界、レンタル業界等を把握し、協力が得られる可能性について事前に協議し、支援協定を締結する等により緊急時に迅速なし尿処理体制を確保する必要がある。

## (3) 緊急出動体制及び一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

(3) 市町村は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

### ア. 緊急出動体制の整備

○ 阪神・淡路大震災では、平常時における情報伝達系統が機能せず、市町全域及びその周辺市町も含めた被害状況等の全体像の把握が遅れた。また、職員自身も被災したことから、必要な職員の体制が確保できず、指揮伝達系統も混乱したため収集・処理現場において、迅速・計画的な対応がとれなかった。

○ 震災発生時において、できる限り迅速に適切な初期活動を行うことは極めて重要であり、そのための緊急出動体制として、地域防災計画において、廃棄物処理対策の役割の明確化、震災時の動員、配置計画、連絡体制、指揮伝達系統等を定めておく必要がある。

#### イ. 一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

- ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場などの廃棄物処理施設が被災した場合に対するため、市町村が主体となって補修等に必要な資機材の備蓄を行う。

また、震災による被災の内容や程度を直ちに把握し、修復するための点検手引きをあらかじめ作成しておく。点検、修復に備え、当該施設の施工業者等との連絡、協力体制を確立しておく必要がある。

##### (4) 震災廃棄物の処理・処分計画の作成等

**(4) 市町村は、生活ごみや震災によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、震災時における応急体制を確保すること。**

#### ア 震災廃棄物の収集運搬体制の整備

- 阪神淡路大震災では、道路の損壊、道路上への建物の倒壊による通行の障害、緊急車両・緊急物資車両の走行、被災者の避難等により、被災地内の道路は大渋滞となり、収集運搬車両等の運行効率は極端に低下した。また、収集運搬車両基地も被災した。

このため、震災廃棄物の収集・運搬は、交通量の少ない夜間にても行うとともに、仮置場、最終処分場への搬入道路については、経路の指定、2車線確保等ができる道路については搬入車両の専用車線を設置するなどで対応した。

- 膨大な震災廃棄物を効率的に処理するためには、廃棄物収集運搬車両が円滑に走行できるようにする必要があるが、震災時の混乱により生じる交通渋滞の中で、どのようにして運行効率の低下を招かないようとするかは、重要な課題である。

- このため、震災廃棄物の収集運搬計画において、次の事項について検討する必要がある。

① 廃棄物収集運搬車両の円滑な運行（地域防災計画の中に緊急車両として位置付けるなど）  
② 河川等の水運の活用（使用船、船着き場・運行航路等について震災時に確保可能か検討する）

③ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、震災時における収集運搬車両間の連絡・相互応援体制の確保

④ 収集運搬車両の運搬経路を考慮したがれきの仮置場の配置計画

#### イ 震災発生時におけるがれきの発生量の推計

- 阪神淡路大震災のような都市部における激甚な地震は、近年ではなかったことに加え、地震の被害想定の中でがれきの発生量の予測を行っていなかったため、がれきの発生量の推計を行うことが難しく、検討しながらの推計していく状況であった。

- 震災によりどの程度の震災廃棄物が発生するかをあらかじめ予測することは、がれきの仮置場の設定、処理・処分計画の作成等の検討をするために最も基礎的な資料となるものであり、あらかじめ検討することが必要である。

- 震災廃棄物の発生量について、地域特性等を適切に反映するため、土地利用（建物密度等を含む。）、発生原単位、容積から重量への換算係数、建物等の構造別（RC造、木造等）設置状況等を把握し、適切な震度設定を行い震災廃棄物の発生量の推計を行う。

## ウ がれきの仮置場の確保と配置計画

- 震災によるがれきが多量に発生した場合は、特に建築物が密集する都市部においては交通渋滞の発生も予想されるため、がれき等を一時的に保管する仮置場の確保が必要である。なお、仮置場は中継機能や場合によっては分別処理を行う1次仮置場と、コンクリートがらのリサイクルや廃木材の焼却処理を行う2次仮置場に分けて設置することも考えられる。

2次仮置場の場合には、仮置き用地に加えて、破碎作業の用地、破碎されたものの保管用地、焼却施設用地及び焼却灰仮置き用地が必要である。震災廃棄物が混合状態で搬入される場合には、さらに大きな仮置場の用地が必要となる。

- 阪神・淡路大震災では、幸い多くの都市において臨海部に比較的広い未利用空間が存在し、震災廃棄物（特にがれき）の仮置場としての活用が図られたが、内陸部では、最終処分場、河川敷、採石場、工場跡地等において分散的に確保された。

がれきの仮置場の確保については、特に未利用空間等の少ない都市域では困難が予想される。

- このため、1次仮置場については、大震災時に発生するがれきの量を推計し、それを仮置きする場所として、未利用空閑地、河川敷広場等の空閑地をできるかぎり分散的な配置により確保できるよう事前に検討する。なお、2次仮置場については、1次仮置場よりもより広い用地が求められるとともに、1次仮置場の配置状態を考慮しつつ設定する必要がある。

- 空地については、震災時の必要性を考慮しつつ都市づくりの中で、確保を検討する必要がある。また、空地の情報を電子化し一元的に管理する等、震災時にいつでも利用できるようにしておくことも必要である。

## エ がれきの処理・処分計画の作成

- 阪神・淡路大震災では、大量に発生した震災廃棄物（特にがれき）の処理に苦慮したが、被災後、時間が経過するにつれて、分別搬入、仮置場における選別を進め、リサイクル・適正処理に努めた。選別等の施設については、各市で試行錯誤的に導入されたのが実情だった。

- 大震災の発生した非常時においても適正に廃棄物処理が行われるよう、震災時における処理システムを検討し、計画的ながれき処理の体制を整備し、極力リサイクルや適正処理を実施する必要がある。

また、がれきを可能な限りリサイクルすることは、大量のがれき処分量を減少させるためにも有効であり、積極的に検討する必要がある。

- このため、震災時におけるがれきをどのように分別、中間処理、最終処分するのか、あらかじめ処理・処分計画を定め、そのために必要となる場所、施設（破碎・選別施設、焼却施設、最終処分場）等を確保する手段について検討する必要がある。なお、処理・処分施設については、あらかじめ周辺の地域も含め処理能力、残容量を調べておく必要がある。

○ 阪神・淡路大震災の経験から、がれきの処理・処分計画を作成するための検討事項は次のとおりである。

- ① 全壊、半壊等の解体を要する家屋数とがれき発生量の予測
- ② がれきの仮置場の確保と分散配置
- ③ 解体の優先順位（倒壊による二次災害の可能性が高い危険な家屋、通行上支障があるものから優先的に処理するなど）
- ④ 解体現場、仮置場、中間処理（廃木材の焼却等）及び最終処分といった処理手順
- ⑤ 市町村内で処理が困難な場合を想定した周辺市町村等との協力体制の確保
- ⑥ 解体現場での廃木材等の分別や仮置場での破碎、分別を行う体制の確保
- ⑦ 廃木材の適正な処理方法（分別後も土砂等め付着が多く、焼却残さの量が多くなるため）
- ⑧ 廃棄物処理過程における粉じん、アスベスト等の飛散防止、騒音・振動等の環境対策
- ⑨ がれき収集運搬車両からの落下物防止対策
- ⑩ 交通混雑によるがれき搬入車両の渋滞対策
- ⑪ 関係機関による協議会の設置（がれきの処理が長期間にわたる場合は、総合的、計画的にがれき処理を進める観点から、必要に応じ関係機関による協議会を設置し、全体の進行管理を行う。）

○ 市町村は、通常、震災廃棄物の収集・運搬・処分を行うものであるが、阪神・淡路大震災においては、その被害の甚大さ、復旧・復興の緊急性を考慮し、作業の一貫性と迅速性の観点から、損壊家屋の解体についても、特例的に所有者の了解の下で、市町村の事業として行われた。その受付事務において、申請書類の地図上の物件確認、家屋調査等に膨大な時間と人手を要したことから、今後、同様の事態が生じた場合に対処するため、必要に応じ地理情報システムの整備等、解体家屋に係るがれき撤去の受付事務の円滑化を図るための方策を検討する必要がある。

#### ○ 有害廃棄物対策等

○ アスベストについては、解体、保管、輸送、処分の過程において問題が生じる可能性があるため、解体、処理行為時における飛散防止対策（散水の徹底等）についてあらかじめ定めておく必要がある。

なお、阪神淡路大震災では、関係8省庁で構成する石綿対策関係省庁会議において「建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策」を定め、関係者に対し通知されている。

○ また、有害物質の漏洩等によりがれきに有害物質が混入すると、廃棄物の処理に支障をきたすこととなる。このため、有害物質取扱事業所を所管する関係機関とも連携し、厳正な保管及び震災時における対応が講じられるようにしておく必要がある。

## (5) 都道府県等の支援

~~2 厚生省生活衛生局水道環境部及び都道府県は、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に關し、必要な指導・助言その他の支援を行う。~~

- 都道府県においては、市町村における震災廃棄物処理体制の指導・助言・広域的な協力体制の確保、被害情報収集体制の確保、市町村・都道府県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等を行う必要がある。
- 特に、大規模な震災が発生した場合は、市町村内や都道府県内での対応が困難になると想定されるため、都道府県が中心となり、広域的な協力体制をあらかじめ整備することが必要である。

## (6) 住民への啓発・広報

- 阪神・淡路大震災では、破損した家財の整理等から粗大ごみが日時をかまわざ排出されるなど、平常時の分別基準と排出方法が守られなかった。また、ごみ集積所や道路上に事業系の粗大ごみの不法投棄もなされた。
- 震災廃棄物の適正処理を確保する上で、住民の理解は欠かせないものである。このため、震災当初の混乱の中でも行えるリサイクルのための分別方法や粗大ごみ、腐敗物の排出方法などをあらかじめ定め、住民の理解を得るよう啓発を行う必要がある。  
特に、混乱に乘じた不法投棄や野焼き等の不適正な処理が行われることのないよう、日頃から住民意識への啓発活動を行う必要がある。また、防災訓練において、仮設便所の使用方法、維持管理方法等について住民の意識を高めるこも一つの方法である。
- また、震災発生時点における住民への情報提供の方法についても、あらかじめ検討することが望ましい。

## 第3章 震災発生時における震災応急対策

震災が発生したときは、被災市町村、被災都道府県は、被害の状況を的確に把握するとともに、あらかじめ定めた地域防災計画に基づき、震災廃棄物について、迅速に応急対策を講じる必要がある。

また、震災発生後即座に対応することができるよう、作業手順を簡単に示した図等を用意しておくことも重要である。

さらに、震災発生後、時間の経過とともに震災廃棄物対策の重点は変化するため、時期に応じた適切な対応を行うことが重要である。

震災に伴う廃棄物の処理には、①道路上の廃棄物の除去、②避難所における仮設便所の設置やし尿の処理、③生活ごみ等の処理、④がれき処理がある。これらは、それぞれ重点的に対応すべき時期が異なる。概ね応急対策時には①から順に処理が求められることから、計画的、総合的に処理を実施する必要がある。

## (1) 被災地の状況把握

~~厚生省生活衛生局水道環境部は、発災直後から都道府県を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。~~

- ~~震災が発生した場合には、直ちに被害の状況を把握することが、震災廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で非常に重要である。~~
- ~~被災市町村は、次の事項を把握し、被災都道府県に連絡する必要がある。被災都道府県は、これらの情報を国に連絡するものとする。~~
  - ① ~~一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）中継基地等の被害施設数及び被害の内容~~
  - ② ~~避難所箇所と避難人員の数及び仮設便所の必要数とし尿の収集・処理方法~~
  - ③ ~~生活ごみの発生見込み量と処理方法~~
  - ④ ~~全半壊の建物数と解体を要する建物数及びがれきの発生見込み量と処理方法~~  
~~なお、避難所に必要な仮設便所、し尿収集運搬車両及び人員など、迅速な対応が必要なものは、優先的に調査し、被災都道府県に連絡する。~~
- ~~必要とする情報の収集方法や管理方法、担当部署を決めておくことが重要である。また、震災発生後、被害状況等は変化することから、応急対策が完了するまで、定期的な報告を行う必要がある。~~
- ~~一般廃棄物処理施設については、あらかじめ定めた点検手引きにより被害状況の点検を行い、点検結果に基づき施設ごとに、震災復旧事業の計画を作成する。~~

## (2) 震災による廃棄物の処理

- 1 ~~被災市町村は、地域防災計画、震災廃棄物の処理・処分計画に基づき、震災により生じた廃棄物の処理を適正に行う。~~
- 2 ~~被災市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、被災都道府県に対して支援を要請する。~~
- 3 ~~被災都道府県は、都道府県内の市町村、関係団体及び国に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。~~
- 4 ~~厚生省生活衛生局水道環境部は、被災都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行い、派遣可能な人員・機材のリストを都道府県に提供する。~~  
~~また、被災都道府県が他の都道府県に対して支援を要請する場合には、必要な調整を行う。~~

- ~~被災市町村は、あらかじめ定めた地域防災計画に基づき震災廃棄物の処理を適切に行う。~~
- ~~被災市町村は、自己のみでは震災廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、被災都道府県に対して支援を要請する。~~

~~要請事項には、次のようなものが考えられる。~~

- ~~① し尿処理（仮設便所の必要数、設置に要する人員と車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿処理受入先）~~
- ~~② 生活ごみの処理（収集運搬車両台数と人員数、処理受入先）~~
- ~~③ がれきの処理・処分（処理・処分受入先）~~
- ~~④ 応援者の宿泊場所等の確保~~

○ ~~被災都道府県は、被災市町村からの応援要請の内容等に基づき、広域的な支援体制を確立するため、都道府県内の市町村、関係団体及び国と支援活動についての調整を行う。~~

#### ~~(3) 仮設便所等のし尿処理~~

- ~~1 被災市町村は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置ができる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。~~
- ~~2 被災市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難場所の衛生向上を図る。~~

○ ~~避難所では、避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設便所を設置する。~~

~~仮設便所は、次の事項を勘案して計画的に設置する。~~

- ~~① 避難箇所数と避難人員~~
- ~~② 仮設便所の必要数の確保~~
- ~~③ 応援供給を受ける仮設便所を一時保管する場所の確保~~
- ~~④ 他市町村等からの応援も含めた仮設便所設置体制の確保~~

○ ~~仮設便所が設置された後、被災市町村は次の事項を勘案して計画的に仮設便所の管理及びし尿の収集・処理を行う。~~

- ~~① 仮設便所の衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保~~
- ~~② 他市町村やし尿処理業者等からの応援も含めたし尿の収集・処理体制の確保~~
- ~~③ 仮設便所の管理、収集・処理に要する期間の見込み~~

#### ~~(4) 生活ごみの処理~~

~~被災市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。~~

○ ~~震災により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、震災後の都市機能の麻痺状態などを勘案しても、遅くとも震災発生後3～4日後（特に、夏季は早期の取り組みが必要）には収集・処理を開始することを目標とすべきである。~~

~~また、生活ごみの処理に当たっては収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートの確保を図る必要がある。~~

- 多種多様な廃棄物が大量に敷地、道路を問わず排出される可能性がある。このため緊急道路に指定されている道路上の廃棄物を除去する収集運搬車両、人員を用意する必要がある。
- 被災市町村は、次の事項を勘案して、生活ごみの計画的な収集・処理を行う。
  - ① 震災に伴う生活ごみ、粗大ごみの発生見込み
  - ② 生活ごみの保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
  - ③ 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保
- 特に都市ガスを使用している地域では、ガスの供給が停止した場合は脱着式コンロの使用量が増えるため、収集作業時には発火事故に留意する必要がある。
- 断水が続いている場合には、生活ごみのうち食品容器や飲料容器が大量に発生する可能性があることに留意する必要がある。

#### （5）がれきの処理

- 1 被災市町村は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。
  - 2 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

- がれき処理については、あらかじめ定めたがれきの処理・処分計画に基づき、実際に発生した被害の状況を勘案し、迅速にその処理を進める必要がある。  
震災緊急対策としては、危険なもの、通行上支障のあるもの等について優先的に対処するなどの配慮が必要である。なお、大量ながれきが発生した場合、その処理は長期間にわたる。その処理については「第4章震災復旧・復興計画」に後述する。

### 第4章 震災復旧・復興対策

#### （1）一般廃棄物処理施設の復旧

- 1 被災市町村は、復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。この場合において、応急復旧後、震災に伴う廃棄物の発生量や処理に要する時間等を勘案し、施設ごとの工事期間、工事時期、必要事業費等を定め、計画的に施設の復旧作業を進める。
  - 2 厚生省生活衛生局水道環境部は、一般廃棄物処理施設の復旧が適切かつ速やかに実施されるよう、また、再度の被災の防止を考慮に入れ、必要に応じ、国庫補助を活用しつつ復旧が図られるよう努める。

- 被災市町村は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の震災復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する必要がある。

○ 被災した廃棄物処理施設について、その設置者（市町村等）が実施する復旧事業は国庫補助の対象となっており、「廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助金について」昭和50年2月18日厚生省環第110号厚生事務次官通知）に基づき実施される。

## （2）震災に伴って発生した廃棄物の処理

- 1 被災市町村は、がれきの発生量を的確に把握するとともに、処理・処分の方法、処理の月別進行計画、最終処理完了の時期等を含めた処理計画を作成する。
- 2 被災都道府県は、被災市町村の処理計画をまとめ、処理事業の進行管理等を行うためのがれきの全体処理計画を作成する。また、必要に応じ、被災市町村の参加する協議会を設置し、情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを図る。
- 3 厚生省生活衛生局水道環境部は、処理計画の素案を作成・提示するとともに、複数府県にわたる計画の総合調整を図る。

○ 震災によりがれきが大量に発生した場合は、広域的な処理が必要であり、かつ、その処理に長期間を要することから、被災市町村は処理計画を作成し、計画的に処理を行う必要がある。

○ 被災市町村は、次の事項を内容とする処理計画を作成する。

- ① がれきの発生見込み量
- ② がれきの処理・処分方法
- ③ がれき処理に要する期間の見込み
- ④ がれき処理の月別進行計画

この場合、金属ぐず、木くず等のリサイクル及びリサイクルのための選別施設等の設置、解体時等におけるアスベスト対策、がれきの発生量を勘案した仮置場の確保、がれき処理を委託する廃棄物処理業者の確保と適正な委託等に留意する必要がある。

○ 被災都道府県は、がれき処理が総合的かつ計画的に行うことができるよう、被災市町村のがれき処理計画をまとめ、全体計画を作成する。

この場合、必要に応じ関係者による協議会を設置し、がれき処理の全体調整、進行管理を行う。

○ 被災市町村が実施する災害廃棄物処理事業は国庫補助の対象となっており、「災害廃棄物処理事業の国庫補助について」（昭和50年2月18日環第109号厚生省事務次官通知）に基づき実施されている。

## **1514 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン**（平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ）

### **1 目的**

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

### **2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等**

#### **(1) 交付等の対象者**

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②)(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下2において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

##### **① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者**

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（検索、収容、輸送等）を行う者

##### **② 都道府県知事が交付等を行う対象者**

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。（2)(ア)において同じ。）において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（検索、収容、輸送等）を行う者

#### **(2) 交付等の手続、方法等**

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（検索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される

場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

### (3) 赤十字標章等の様式等

#### ① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別ができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明ができるものとすることが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別するために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

#### ② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

#### ③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。

- (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
- (イ) できる限り耐久性のあるものであること。

- (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格において 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び Rh 式）が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
  - ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

#### (4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
  - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
  - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

#### (5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

#### (6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

## (7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。）において「赤十字標章法」という。の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

## 3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

### (1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

#### ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
  - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

#### ② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
  - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関

#### ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ④ 市町村長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ⑤ 消防長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
  - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

#### ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者

- (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
  - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
  - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 交付等の手続、方法等

- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。

(イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

(ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

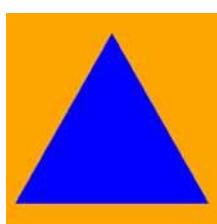
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

### (3) 特殊標章等の様式等

#### ① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
  - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
  - (イ) 三角形の一の角が垂直に上に向いていること。
  - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色(C MYK値:C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値:#FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(C MYK値:C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値:#0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・対象者を識別するために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付け

るものとする。

(2) 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書Ⅰ第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
  - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
  - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
  - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
  - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
  - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
  - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
  - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
  - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
  - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びRh式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
  - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
  - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
  - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

- ・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

## 1615 青森県特殊標章及び身分証明書に関する交付等要綱

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雜則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、青森県の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

#### (交付等の対象者)

第3条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第11条の規定に基づき、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

(1) 青森県の職員（青森県の警察職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの

(2) 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(4) 知事が指定した指定地方公共機関

#### (交付等の手続)

第4条 知事は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 知事は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

3 知事は、前条第4号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（別記様式1）による申請に基づき、使用の許可を与えるものとする。

## 第2章 特殊標章の交付等

### (腕章及び帽章の交付等)

第5条 知事は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第3条第1号に掲げる者（前項で掲げる者を除く。）並びに同条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

3 知事は、第3条第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、第3条第4号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

### (旗及び車両章の交付等)

第6条 知事は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付等するものとする。

### (訓練における使用)

第7条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

### (特殊標章の特例交付)

第8条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、知事は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

### (特殊標章の再交付)

第9条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

## 第3章 身分証明書の交付等

### (身分証明書の交付等)

第10条 知事は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、第5条第2項及び第3項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

### (身分証明書の携帯)

第11条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

### (身分証明書の再交付)

第12条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

### (有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、知事が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

## 第4章 保管及び返納

### (保管)

第14条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力をに行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

### (返納)

第15条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

## 第5章 濫用の禁止等

### (濫用の禁止)

- 第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

### (周知)

- 第17条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雜則

### (雑則)

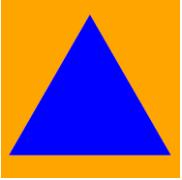
- 第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

- 第19条 特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、防災消防課が行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成19年6月13日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部 中央に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。          ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。          ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。          （例：青森県 0001）</p>
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図

表面

	青森県知事	
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____ 生年月日>Date of birth _____ この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日>Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日>Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information _____ Blood type _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

### 別記様式1（第4条関係）

交付

### 特殊標章等に係る

## 申請書

使用許可

平成 年 月 日

青森県知事 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：（漢字） （ローマ字）	生年月日（西暦） 年   月   日
申請者の連絡先	
住所： ----- -----	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p><b>写 真</b></p> <p>縦4×横3 cm</p> <p>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</p> </div>
電話番号： -----	
E-mail : -----	
識別ための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）	
身長： ----- cm	眼の色： -----
頭髪の色： -----	血液型： ----- (R h 因子-----)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

---

---

(許可権者使用欄)	
資 格 :	_____
証明書番号 :	_____
交付等の年月日 :	_____
有効期間の満了日 :	_____
返納日 :	_____

### 別記様式3（第9条関係）

## 特殊標章再交付申請書

		年      月      日
青森県知事 殿		
申 請 者		
<u>住 所</u> (電話 )		
<u>氏 名</u> 印		
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年　月　日	
青森県知事 殿	
申 請 者 住 所	(電話 )
氏 名	印
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。  
3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。  
4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。  
5 ※印の欄は、記入しないこと。

別記様式2(第4条關係)

特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

# 八戸市国民保護計画 資料編

平成21年2月作成

平成25年3月変更

平成30年〇月変更

八戸市防災安全市民防災部防災危機管理課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

電話 0178-43-2111 内線 5212515

FAX 0178-45-0099